

## 令和4年第1回まんのう町議会定例会

まんのう町告示第15号

令和4年第1回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年2月16日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和4年2月28日
2. 場 所 まんのう町役場議場

### 令和4年第1回まんのう町議会定例会会議録（第2号）

令和4年3月1日（火曜日）午前 9時30分 開会

#### 出席議員 16名

|             |             |
|-------------|-------------|
| 1番 鈴木 崇 容   | 2番 常 包 恵    |
| 3番 小山 直 樹   | 4番 京 兼 愛 子  |
| 5番 竹林 昌 秀   | 6番 川 西 米希子  |
| 7番 田 岡 秀 俊  | 8番 合 田 正 夫  |
| 9番 三 好 郁 雄  | 10番 白 川 正 樹 |
| 11番 白 川 皆 男 | 12番 松 下 一 美 |
| 13番 三 好 勝 利 | 14番 大 西 豊   |
| 15番 川 原 茂 行 | 16番 大 西 樹   |

#### 欠席議員 なし

#### 会議録署名議員の指名議員

|           |             |
|-----------|-------------|
| 14番 大 西 豊 | 15番 川 原 茂 行 |
|-----------|-------------|

#### 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 常 包 英 希 議会事務局課長補佐 平 田 友 彦

#### 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 栗 田 昭 彦  
教 育 長 三 原 一 夫 総 務 課 長 萩 岡 一 志

|             |      |          |      |
|-------------|------|----------|------|
| 企画政策課長      | 松浦正吾 | 地域振興課長   | 松下信重 |
| 税務課長        | 小縣茂  | 住民生活課長   | 山本貴文 |
| 福祉保険課長      | 池下尚治 | 健康増進課長   | 國廣美紀 |
| 農林課長        | 鈴木正俊 | 建設土地改良課長 | 河田勝美 |
| 地籍調査課長      | 宮崎雅則 | 会計管理者    | 黒木正人 |
| 琴南支所長       | 河野正法 | 仲南支所長    | 多田浩章 |
| 教育次長兼学校教育課長 | 香川雅孝 | 生涯学習課長   | 細原敬弘 |

**○大西樹議長** おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

**○大西樹議長** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、14番、大西豊君、15番、川原茂行君を指名します。

#### 日程第2 一般質問

**○大西樹議長** 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可します。

6番、川西米希子君、1番目の質問を許可します。

**○川西米希子議員** 改めまして、議場の皆様、おはようございます。ふれあい放送をお聞きの皆様、おはようございます。桃のつぼみも膨らみ、いよいよ本格的な春が近づいてまいりました。今日よりは3月です。今月、卒園、卒業される皆様、おめでとうございます。新たな希望の第一歩を踏み出され、さらに大きく成長されますことを心よりお祈り申し上げます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、ただいまより、通告に従い私の一般質問をさせていただきます。

今回は、小中学校の制服選択制の導入と子ども課の設置及びヤングケアラー支援についてさせていただきます。

まず初めに、小中学校の制服選択制の導入を提案し、お考え等をお尋ねいたします。

現在の満濃中学校や各小学校の冬制服は、男子は詰め襟にズボン、女子はセーラー服にスカートです。夏は男子はズボン、半ズボン、女子はスカートです。学校の制服については、教育委員会や学校長の判断に委ねられていますが、文部科学省からは、2015年に

性的少数者の児童生徒への配慮を求める通知が出されています。通知の中では性同一性障害に係る児童生徒に対する学校における支援の事例として、服装については自認する性別の制服、衣服や体操着の着用を認めると通知をされています。

今、心と体の性が一致せず、性別と服装の不一致に悩むトランスジェンダーの生徒への配慮に加え、防寒や機能性の向上を目的に、性別に関係なく自由に制服を選べる制服選択制を導入する公立学校が増えています。トランスジェンダーの児童生徒にとっては、比較的抵抗感を感じることなく制服を着用することができ、学校生活における困難さの軽減につながるものと考えます。

また、女子生徒においては、自転車通学の場合、スカートでは自転車がこぎにくい、冬場はスカートの中に冷たい風が入り、体を冷やすなどの点も考慮する必要があると思います。女子のスカートの着用は当たり前で、冬場はどんなに寒くても我慢しなければいけないということはないと思います。

小学校の制服は町で統一した基本型を採用し、リボン、ネクタイ、ちょうネクタイの色や形で各学校の特色を出せば、学校を越えて譲り合うことも可能となり、経済的負担の軽減にもつながります。

今まで当たり前のように受け入れていたものが、変革のときを迎えている、時代の大きな変革期に子供たちも私たちも生きているのではないのでしょうか。

福岡県福岡市では、中学校長やPTAによる検討委員会で、性別少数者への配慮や暑さ寒さへの対応、動きやすさなどが議論され、約70年ぶりに中学校の制服が刷新されています。従来は男子が詰め襟、女子がセーラー服だったものがブレザーに統一され、ズボンやキュロット、またはスカートから自由に選択できるようにし、採用するかどうかは各学校の判断に任せ、2020年度から導入されています。

岐阜県関市では、全中学校が2023年度から性別に関係なく着られるジェンダーレス制服に統一するのに合わせ、新しい制服のデザインを決めるコンテストが市役所などで今年の2月21日まで行われていました。3種類の制服から生徒や保護者、市役所来場者らが投票で選ぶというものです。制服変更は中学校長会や市教委でつくる市中学校制服変更「夢プロジェクト」協議会が進めています。

学校の制服にはそれぞれの学校の児童生徒や保護者の方々の意向を踏まえて定められた経緯があり、卒業された地域の方々にとっても思い出や愛着があるものです。制服選択制の導入については、児童生徒だけではなく、保護者をはじめとする地域の方々の御意見もお聞きしながら、丁寧に進めていく必要があるということも認識しております。

性別にとらわれることなく、一人一人の人権を尊重し、誰もが個性と能力を発揮できる町を目指すまんのう町として、これまで当たり前とされてきた学校の制服を見直し、多様性を尊重する時代に対応した制服選択制の導入に向けての検討が必要ではないかと考えます。

上着はブレザーを採用し、男女兼用とし、ズボン、スカート、キュロット（半ズボ

ン) から性別を問わず自由に選択ができるようにするよう提案させていただきたいと思  
います。

そこで、3点お尋ねしたいと思いますが、1問ずつお答えいただけますでしょうか。

現在の学校における児童生徒及び住民を対象とした性的少数者LGBTの方への配慮と  
取組についてお尋ねいたします。御答弁お願いいたします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川西米希子議員さんの、現在の学校における児童生徒及び住民を対象と  
したトランスジェンダーへの配慮と取組についての御質問にお答えいたします。

まず、住民への取組といたしましては、人権研修の開催や性的少数者について理解を深  
めてもらうための啓発冊子「心と心」の作成や広報等による周知、啓発に努めてまいりま  
した。

また、性的少数者への配慮として、交付書類の性別記載欄が不要なものについては削除  
するなど見直しを行い、庁舎内の窓口には性的少数者の啓発用のレインボーフラッグを設  
置し、住民への理解と促進を図ってまいりました。

それでも社会的には性的少数者について理解が進んでいるとはいえ、まだまだ理解がさ  
れず、誤った認識から差別や偏見などにつながる恐れがあることから、今年度策定いたし  
ます第3次男女共同参画プランの基礎調査に「性的少数者について」の設問を加え、実態  
の把握を行いました。この結果は新たなプランに反映し、このプランに基づき男女共同  
参画社会の実現に向けて、関連施策を推進していくことといたしております。

本プランでは、「性別にかかわらず、互いに尊重し、誰もが輝くまちづくり」を基本  
理念として、「すべての人権が尊重され、誰もが安心安全に暮らせるまちづくり」など三  
つの基本目標を掲げ、その取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、学校における児童や生徒に対する取組についてでございます。

男女混合にしていますのは、名簿の作成、集会等での整列、保健体育での学習などにお  
いて取り入れております。また、名前の呼び方につきましても、男女ともに「さん」づけ  
で呼んでいる学校もございます。ランドセルや上靴につきましても、その色については  
個々の自由にしております。また、体操服につきましても、男女とも体操服の下はハーフ  
パンツをはいており、プールの時期には日焼け防止用のラッシュガードの着用を男女共に  
認めておるところでございます。標準服につきましても、ポロシャツやベストなどにおき  
ましましては、男女とも同じものを着用するようにいたしております。

以上、川西議員さんの御質問の答弁とさせていただきます。

○大西樹議長 6番、川西米希子君。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。今後の性的少数者LGBTの方  
への配慮、支援についてのお考えをお尋ねいたします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川西議員さんの、今後のトランスジェンダーへの配慮、支援についての

質問にお答えいたします。

まず、住民を主体としたトランスジェンダーへの配慮や支援についてでございます。

性の多様性については様々な考え方がありますが、引き続き、性的指向や性自認への理解や正しい知識を身につけることが重要であると理解しております。

そのため、現状の把握として、先ほど申し上げました住民意識調査を行ったところ、性的少数者について、御自身のこととして悩まれた方の割合は男性で2.6%、女性で0.8%、性的少数者の方が生きづらい社会と感じている住民は67.5%、LGBTの言葉と意味を知っている方は64.1%と過半数を上回っており、性に関する意識が高いことが伺えました。

しかしながら、社会的には理解が広がりつつありますが、一方で性的少数者に対する理解がされずに、興味本位や偏見の目で見られたり、差別的な取扱いを受けてしまう問題や、偏見を恐れるために表明できないという問題もあると認識いたしております。こういった性的少数者の抱える困難さについて共通認識を持ちながら、性的指向や性自認の多様性についての啓発を進めることが必要であると考えております。

また、アンケート結果からは、多様性を認める社会の実現に向けては、性的少数者の人権を尊重した学校教育やパートナーシップ宣誓制度の導入と理解促進の周知活動を望む意見もいただきましたことから、本町では4月1日からまんのう町パートナーシップ宣誓制度を導入することとしました。

この制度は、性的少数者の方がお互いを人生のパートナーとし、継続的な共同生活を営む関係にあることを宣誓することで、町が婚姻と同等の関係にあることを公的に認めるものであります。

しかしながら、この制度には法的な効力はありませんが、制度を導入することにより、当事者の方々が抱える生きづらさの解消につながり、性的少数者に対する理解が広がることで、当事者の方々が安心感を持って生活できる社会の実現を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

また、住民への理解を深めてもらうために、第3次男女共同参画プランの概要版に本町の取組や相談先などを記載し、全戸に配布するよう進めております。

今後におきましては、当事者の方からの率直な御意見も伺いながら、ホームページや広報等を通じて継続的な啓発や周知を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

次に、学校におけるトランスジェンダーへの配慮や支援についてでございます。

学校におきましても、今、大事にしたいと思っていることは、トランスジェンダーについての正しい理解のための教育でございます。児童生徒はもとより、教職員、保護者、地域の方々をも巻き込んでアンケートの実施や相談窓口設置などにより、できる限り実態把握を行い、児童理解や指導に生かしていければと思っております。

一方で、難しい問題といたしましては、着替えの場所の配慮やトイレをどうするかとい

ったことがございます。まずはトランスジェンダーを理解し、可能な範囲でできることからの配慮または支援を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

**○大西樹議長** 6番、川西米希子君。

**○川西米希子議員** 御答弁ありがとうございました。今、いただきました御答弁にもありましたように、本町におきましても、性的少数者LGBTに関する調査が実施され、自分の問題または自分に関わる問題として悩んだり考えたりしたことがあるとお答えになった方がいらっしゃいます。また、その方々は多様性を認める社会を実現するために必要なことは、65.6%の方々が人権を尊重した学校教育であると、教育に期待をされています。

平成25年6月21日にいじめ防止対策推進法が成立し、同年9月28日に施行されております。御答弁でもいただきましたように、性同一性障害や性的指向、性自認に関わる児童生徒に対するいじめを防止するため、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について今後とも取り組んでいただきますようによろしくお願いいたしまして、LGBTの方についての質問は終わらせていただきます。

制服の選択制についてのお考えと、今後の本町における制服選択制導入についてのお考えをお尋ねいたします。

**○大西樹議長** 教育長、三原一夫君。

**○三原教育長** 川西議員さんのお尋ねは、制服の選択についてでございます。

まんのう町内のこども園、小中学校におきましては、園や学校の判断の下、原則として標準服を採用しております。標準服の選択制や校則につきましては、時代とともに変化をいたし、様々な考えが出てきていることは十分承知いたしております。

まんのう町の学校においては、子供たちの健康や衛生に関します側面、また、安全面を考慮するだけでなく、生徒指導上のトラブルを未然に防ぐためにも標準服が大切であると、そういう意味で採用いたしております。

この標準服の選択についてでございますが、個に応じた標準服を着るということで、取り入れることは可能だと考えております。選択制を取り入れるためには、その準備が必要でございます。

児童生徒へのアンケートによるニーズの調査はもちろん、PTAの御意見や学校運営協議会での検討も必要ではないかと考えております。最終的にはこれらの意見を町内校長会等で十分議論を深め、決定していかなければならないというふうに思っております。

いずれにいたしましても、まずは保護者の考えをお聞きする機会をどのようにしていくのか、教育委員会といたしましては、園長・校長会に対しまして問題提起という形を取ってまいりたいというふうに考えております。

以上、川西議員への回答とさせていただきます。

**○大西樹議長** 6番、川西米希子君。

**○川西米希子議員** 御答弁ありがとうございました。前向きな御答弁をいただいたというふうに受け止めております。

私がお話をした保護者の方々は、女の子でもズボンがいいと思います、選べることであればいいですね、との意見が多かったです。高校生の女の子からは、私が中学校のときに選べるようにしてくれたらよかったのに、ズボンがはきたかったとの声もありましたことをお伝えさせていただきたいと思います。

まずは保護者、児童生徒、関係者のアンケート調査を行うなど、前向きに進めていただければと思います。

一つ目の私の質問をこれで終わらせていただきます。

**○大西樹議長** 1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可します。

**○川西米希子議員** 二つ目の質問に移ります。子ども課の設置、ヤングケアラー支援についてお尋ねいたします。

少子化の進展と並行して、子供と家庭を取り巻く問題や課題が多様化や深刻化しています。核家族化、少子化、共働き家庭の一般化など、子供を取り巻く家庭や地域社会が大きく変化し、かつては子育て家庭を支えてきた地域社会の機能も大きく低下しています。

いじめや不登校、ひきこもり、自殺、児童虐待、子供の貧困も大きな問題ですが、さらに家族の介護や世話などを日常的に行っている18歳未満の子供、いわゆるヤングケアラーへの支援も新たな課題です。

国では子供や家庭に関する諸課題を担うこども家庭庁の創設を2023年度のできる限り早い時期に行うとしています。本町においては、子供に関する相談窓口は各課に分かれています。1人の子供に関する問題が一つであるとは限りません。幾つものことが複雑に関連していることも多くあると思います。子供や家庭に関する相談窓口を一つに絞ることによって、より早く的確に全体像を把握し、支援へとつなげることができるのではないのでしょうか。

国のこども家庭庁との連携をどの課が担うのかも明確にしておくことが必要だと思います。本町における子ども課の設置を再度提案いたします。

ヤングケアラーの支援についてもお考えをお尋ねしたいと思います。

ヤングケアラーの問題の根底には、本人や周囲が抱く家族の世話をするのは当たり前との思い込みがあるとされています。自分がヤングケアラーだと気づかなかったり、表面化しづらいことも課題の一つです。ヤングケアラーの子供たちは、家族の介護や兄弟の世話など、家族のために少しでも役立ちたいと必死に頑張ります。最初はお手伝いぐらいが、次第にお手伝い以上のことをするようになっていき、いつしか家族の世話のために宿題をするなど自分の時間が持たなくなり、過度な負担が子供の学業や健康、友人関係、孤立、将来の進路にも深刻な影響を及ぼしてしまうことが問題となっています。しかし、まだその認知度は低く、まずはヤングケアラーに対する社会的認知度を高めることが必要だと思

います。

2021年4月に厚生労働省と文部科学省がまとめた最初の実態調査の結果によりますと、世話をする家族がいると答えた生徒は、中学2年生の場合、17人に1人の割合です。ケアの対象は兄弟が最多で、特に年の離れた幼い兄弟の世話に追われている子供が多くいることも明らかになっています。その頻度はほぼ毎日から5割弱、平日に1日平均約4時間を家族の世話に費やしている実態が明らかになっています。

国は2022年度から3年間を集中取組期間に設定し、社会的認知度の向上を図るほか、自治体の取組などを支援する新規事業を創設するとしています。自治体の取組を支援する新規事業では、ヤングケアラーの実態調査や福祉、介護、教育等の関係機関職員向けに研修を実施する自治体に対し、費用の半分を補助する財政支援を行う、また、関係機関と民間支援団体などをつなぐヤングケアラーコーディネーターの配置や、当事者同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンの運営支援などに対しては、国が費用の3分の2を負担するというものです。

お尋ねいたします。

本町におけるヤングケアラーの実態数と、その状況をどのように受け止められていますでしょうか。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 川西議員の、ヤングケアラーの実態数とその状況をどのように受け止めておられるのかとの御質問にお答えいたします。

現時点におきまして、住民を対象としたヤングケアラーの実態数の把握はできておりません。学校におきましては、昨年11月に中学校2年生と小学校5年生を対象として香川県が実施しました学習状況調査の中の児童生徒質問紙調査におきまして、初めて触れられております。

タブレットに資料を上げておりますので、御確認いただきながらお聞きいただければと思います。タブレットを御覧になっていただければありがたいと思います。場所はサイドブックスの「一般質問」の「令和4年」の「令和4年第1回」の赤いフォルダの「川西議員」の中にございます。

質問は、「あなたは家で、日常的に家族の誰か、父母、祖父母、兄弟姉妹などの世話をしていますか」というもので、続いて、「家で世話をしている家族がいて、勉強や遊びに時間が取れないなど、困っていることがありますか」というものでございます。この結果を見ますと、小学校5年生では「日常的に家族の誰かの世話をしている」と答えた児童が本町では50.6%であり、香川県全体では53%となっております。

また、中学校2年生では「日常的に家族の誰かの世話をしている」と答えた児童が本町では29.9%であるのに対しまして、香川県全体では71.4%となっております。

次のページを御覧いただきますと、本町では「家で世話をしている家族がいて、勉強や遊びに時間が取れないなど、困っていることがある」と答えた小学5年生の児童が12%



であるのに対し、香川県全体では10.1%、中学校2年生では、本町の生徒は3.7%、県内では5.7%であります。単純に計算しますと、本町の小学5年生は160人ですから、その12%とすれば、19人ほどが、また、中学校2年生は147名でございますので、5人程度が家で世話をしている家族がいて、勉強や遊びに時間が取れないなど、困っていることになるわけでございます。

初めての調査でもあることから、子供たちにおきましては、妹や弟の面倒を見ることが原因であっても、勉強ができないなど困っていると考えている児童生徒もいるのではないかと推測できますことから、この数値が全てヤングケアラーであるとは考えにくいところでございます。

しかしながら、この調査を契機といたしまして、その実態を把握すべく進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**○大西樹議長** 6番、川西米希子君。

**○川西米希子議員** 御答弁ありがとうございました。本町においては、福祉保健課に子供の相談窓口を設置するとされていますが、そこにヤングケアラーへの支援の視点は含まれているのでしょうか、お尋ねいたします。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 川西議員の、福祉保険課に子供の相談窓口を設置するとされているが、そこにヤングケアラーへの支援の視点は含まれているのかとの御質問にお答えいたします。

令和4年度中に18歳までの全ての子供とその家庭の様々な相談ができる窓口として、子ども家庭総合拠点福祉保険課内に設置する予定でございます。拠点では保健師1名と福祉士1名の専門職員を配置し、子育てで気になっていることや困っていること、不安に思うことだけでなく、虐待かと思うことなど、子供や子育てに関することであれば何でも相談を受け付けることといたしております。相談内容に応じて各関係機関の支援につながるということが重要と考えておりますので、ヤングケアラーに関する相談があれば、地域包括支援センターの支援職員につながるなどを想定しながら拠点づくりを進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いします。

**○大西樹議長** 6番、川西米希子君。

**○川西米希子議員** 御答弁ありがとうございました。

子供は自身がヤングケアラーとの自覚がない場合もあると思います。アンケート調査や小中高生、また、住民への広報、啓発、教職員向けの研修を行うことはとりわけ重要だと思いますが、これまでの取組、今後の取組についてお尋ねいたします。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 川西議員さんの、アンケート調査や広報、研修についてのこれまでの取組と今後の取組についての御質問にお答えいたします。

アンケート調査につきましては、さきにお答えいたしましたとおり、昨年11月に中学校2年生と小学校5年生を対象として香川県が実施した学習状況調査の中の児童生徒質問

紙調査が初めての試みでございます。

また、それぞれの学校現場におきましては、具体的にヤングケアラーがいるかどうかの調査はまだ行えていないのが現状でございます。しかしながら、個々の児童生徒の家庭の状況や学校での様子から、学級担任らの見取りによりまして、ヤングケアラーに該当する子供がいるかいないかを判断しております。今のところ、各学校におきましては該当者がいないと判断しておりますが、さきの質問紙調査の結果も真摯に受け止め、さらなる注意を払っていきたいと思っております。

なお、ヤングケアラーの支援は始まったばかりでございますので、今後の取組として先生方やスクールカウンセラー、民生委員・児童委員への研修会や住民への知識を深める取組を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

**○大西樹議長** 6番、川西米希子君。

**○川西米希子議員** 御答弁ありがとうございました。

ヤングケアラーについては、子供が自ら誰かに相談することは難しいことだと思います。周囲が気づいてあげられますよう、関係者への周知、広報をどうかよろしく願いいたします。

また、家庭への具体的な支援ができるよう、家事援助や育児支援などの体制も必要ではないかと考えます。家庭と子供たちの未来が守られますよう、積極的な取組を要望いたしまして、ヤングケアラーについては終わらせていただきます。

子ども課の設置についてのお考えをお尋ねいたします。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 川西議員さんの、子ども課の設置についての御質問にお答えいたします。

妊婦から子供の健康に関する施策は健康増進課、保育から児童の教育に関する施策は学校教育課、児童福祉に関する施策は福祉保険課と、現在、三つの課に分かれており、場所も離れておることから、不便な面が多々あることは承知いたしております。

また、福祉保険課においては、一つの課で国民健康保険、後期高齢者医療保険、年金、児童福祉から児童虐待の対応、障害者福祉、生活困窮、権利擁護、介護保険、高齢者福祉から高齢者虐待の対応、地域包括支援センターと、業務や予算が多岐にわたることから、今後、機構改革を視野に入れて、他市町の事例等を参考にし、課の再編を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

**○大西樹議長** 6番、川西米希子君。

**○川西米希子議員** 御答弁ありがとうございました。

質問させていただきます。

現在、健康増進課が担当しておりますこども相談、これは子供の体や心の発達、情緒面についての相談です。二つ目、言葉の相談、子供の聞こえや言葉についての相談、三つ目、発達支援教室、子供の発達などで悩みや不安のある親子を対象に、子供の発達を支援する教室を琴平町と合同で月に1回開催していると思います。これらの相談や教室の開催は、

今までどおり健康増進課が担うのでしょうか。それとも、相談窓口となる新たな家庭総合拠点のほうに移行するのでしょうか、お尋ねいたします。

○大西樹議長 健康増進課長、國廣美紀さん。

○國廣健康増進課長 御質問にお答えします。

現在おっしゃいました相談窓口は健康増進課で承っております。今後も当面の間は、健康増進課で今までと同じように対応してまいります。

なお、虐待関係とかは、今、福祉保健課のほうが要対協も持っておりますので、そちらのほうで受けたものについては、常に連携しておりますので、健康増進課のほうでまとめて対応していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○大西樹議長 6番、川西米希子君。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。これは今までどおりということで、町長さんの御答弁の中にもありましたが、今後、課の編成も考えていくということではありますけれども、現在、妊娠の届けと母子手帳と母子健康ガイドブックの支給は健康増進課、妊娠初期などでヘルプマークが必要な場合は福祉保健課、出生届は住民生活課、出産一時金、出産祝金の支給は福祉保健課、チャイルドシートの購入費補助は総務課、子供の小中・こども園に関する相談は学校教育課、小中学生があいあいタクシー共通パス券を利用し、通学する場合の手続は企画観光課、通学バスは学校教育課、言い換えれば、まんのう町は子育て支援に力を入れてたくさんの支援をしているから、どうしても各課に分かれてしまっているとも言えるかとも思いますが、今のこの状況は本当に分かりづらく、多岐にわたって、いろいろなところに向いていかなければなりません。こうした手続や相談なども一つの課の中にまとめていただければ、本当に負担の軽減にもなりますし、利便性も高くなると思います。どうか、今後、課の編成を行うときには、できるだけ手続とか、また、相談窓口も一つにまとめていただければと思います。

まず、ヘルプマークですけれども、妊娠の届けを行ったときに、ヘルプマークが必要な場合にはお渡しするなどすれば、福祉保健課のほうに向いていく必要もないのではないかと思います。

チャイルドシートの購入費の助成についても、必要なときには、より多く携わっている健康増進課のほうで申請するようにすれば、総務課のほうに向いていく必要もないのではないかというふうに考えます。

課の編成におきましては、できるだけ子育てをしている方々の負担が軽減できますように考えていただきますことを要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○大西樹議長 以上で、6番、川西米希子君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

5番、竹林昌秀君、1番目の質問を許可します。

○竹林昌秀議員 皆様、おはようございます。2番目の登壇となりました。受付開始時に来た者たちであみだくじを行って、質問の順番を決めております。私はずっと1番目

を目指しておるんですが、見ると、4番目から1番目まで結構満遍なくなっていて、あみだくじというのは本当によくできているな、神のお告げがあみだくじで、征夷大將軍をあみだくじで決めたこともあるそうです。

私のうちは東に山を背負っておりまして、11過ぎまで冬は日が当たらないですね。寒い。西は開けて、西日が当たって、夏は暑くて冬は寒いうちに住んでおりますけれども、我が家に梅のピンクのつぼみが見えました。チューリップが芽を吹いております。スイセンも出てきております。空は明るい。桃が咲き、桜が咲くよき時節へ向かっていること間違いないですね。

町長からは立派な施政方針を伺いました。財政課の財政所管の当初予算の概要、これは実に分かりやすくて的確だと思います。事務方が3月議会を迎えるのに大変な労力を費やしたこと、心より敬服し、お礼を申し上げます。

さて、私の質問は、9月議会で合併後15年間の財政特例措置の検証、この効果の質疑を行いました。15年分、ちょっと一遍評価してみんか。12月にはこの任期4年間の成果を問うという4年間の総括。この3月議会はこの1年の。3回評価して、年度末締めて4月と、そういう構成であります。

そして、2問目と3問目は、次の新年度予算が提案されてますから、新年度に向けて私に取り組みたい、新年度、私がいるかどうかは分かりませんが、それを2番目、3番目と、そういう組み立てであります。

私は4年間で48本質問できるわけです。46番目、47番目、48番目に何を持ってくるか、懊悩し、悩みました。

1番です。本年度の重点施策はどのように成果を上げて、次年度へ残した課題は何か。コロナ対策以外で、新たに講じた施策の説明を求めます。

まず1番目は、総務課と両支所が所管する基幹の施策、二、三本、御説明願えますでしょうか。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 竹林議員さんの、本年度の重点施策はどのように成果を上げ、次年度へ残した課題は何か。コロナ対策以外の新規施策の説明を求めるについての御質問にお答えいたします。

本年度、コロナ対策以外の重点施策といたしましては、過疎債を活用した予算10億1,445万円の満濃南こども園統合施設整備事業及び予算1億400万円の琴南小学校大規模改修事業がございます。

最初に、満濃南こども園統合施設整備事業についてでございます。

学校教育の充実を進めるまんのう町は「心豊かな人材を育てるまちづくり」を目指して、子供たちが基礎的な生活習慣や社会性を身につけ、豊かな幼児期を過ごせるよう、幼児教育の充実を目指しています。

また、児童生徒が生涯にわたり自ら学ぶ力を身につけ、将来のまちづくりを担うことが

できるよう、知的関心や興味を高め、基礎学力の向上を図るとともに、豊かな心と健康な体を育む学校づくりを目指すことを基本目標としております。

さらに、幼児教育機能の強化や発達段階に応じた幼児教育の推進及び家庭、地域と連携した教育の推進のため、満濃南地区でも幼保一体化した新しい時代に即した施設を整備することといたしました。若い世代が安心して子育てできる環境や園児がより落ち着いた環境の中で生活できるようにすべく、令和4年9月1日の開園に向けて取り組んでおるところでございます。

次に、琴南小学校大規模改修事業でございます。

琴南小学校は建築から49年経過しており、特に建物内部仕上げ及び衛生設備の老朽化が問題となっていたため、令和3年度、令和4年度において改修工事をする事といたしました。

また、本町における学校施設を含む施設の多くは建築後30年以上経過していることから、計画的に施設の長寿命化を図ることにより、トータルコストの縮減と平準化を図り、施設の適正性を維持することを目標としております。児童が整った環境の下でよりよい教育を受けることができるよう、計画的に施設の改修を行っていくものでございます。

次に、総務課と両支所が所管する基幹施策の二、三本を問うの質問にお答えいたします。

まず、総務課におきましては、本年度、本庁舎の改修工事として設計業務に着手し、障害者用駐車場へのカーポートの設置、それに伴いエレベーターの新建築基準適合のための改修を発注しまして、既にエレベーターの改修工事を終えているところでございます。

加えて、地球温暖化対策として実施したカーボンマネジメント事業での1、2階の空調照明設備工事に引き続いて、3、4階の空調照明設備工事を発注し、令和4年度秋頃の完成を目指しておるところでございます。

また、消防団施策として、仲南地区の一部では少子高齢化や若者の地域外への流出に伴い、団員確保に苦慮する地区が生じていることから、令和4年度から分団の再編成を行うことといたしました。併せて、消防屯所の統合による新築も計画し、4年度では買田・生間地区を一つとして、消防屯所の建築に取りかかる予定でございます。

次に、琴南支所におきましては、一つ目に、まんのう町まち・ひと・しごと創生総合戦略にある地域の振興施策として、島ヶ峰の荒廃地を開墾し、ソバの栽培を地元有志による「島が峰の原風景を守る会」と共に実施いたしております。

また、農山村地域の自然や文化を体験するグリーンツーリズム事業として、開墾した一部を利用し、ソバ栽培体験、また、収穫したソバを利用して「川奥そば打ち道場」を開催し、都市部との交流、そばの普及啓発活動に努めております。

ソバの花を鑑賞として楽しむ来場者も多く訪れ、本年度は新型コロナウイルス感染予防対策として実施しませんでした。原風景を守る会によるソバの花見会は多くの来場者によりにぎわいます。この活動を継続していくためにも、「島が峰そば」の付加価値を高め、安定した農業収入を確保することが重要であると考え、琴南中学校跡地を利用し、そばの

飲食の提供を計画いたしております。

また、そばを加工し、乾麺等を商品化する取組も検討され、現在、いろいろな取組が実施に向けて行われております。実施について、国、県等の補助事業の活用も行っており、町としてもバックアップを今後も続けていきたいと考えております。

二つ目に、無医地区の僻地医療の診療施設として、造田・美合内科診療所の運営及び事務を琴南支所で行っております。また、造田歯科診療所については、公設民営化により運営されております。急速な過疎化により住民が減少し、受診者数は減少の傾向にありますが、最近では新型コロナウイルスワクチン接種も行うなど、地域の拠点診療施設として重要な施設でありますので、今後も香川県、へき地医療支援センターと連携し、運営していきたいと考えております。

次に、仲南支所についてでございますが、仲南支所の役割は、窓口業務と併せて仲南地区自治会長会を中心に仲南地区の活性化を図り、住民間の意思疎通を強固なものにし、日常生活の安心・安全を守ることだと考えております。

しかしながら、昨年度、今年度と2年続けて地域挙げての行事が中止となり、各自治会の連携や住民同士の絆、また、まちづくりに対する機運が薄れることが懸念されるところでございます。

今後、新型コロナウイルスの終息時には住民挙げての活動が再開できるよう、住民の声を聞き、自治会長会で協議しながら準備を整えておくことが大事だと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**○大西樹議長** 5番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 町長の今年度の重点施策、公共インフラに力を入れた、これはよかったですと思います。合併特例債100億円近いうち六十数%、教育目的に合併特例債を使えましたね。それを教育長が見事に運用していただいて、立派な成績を中学生がいろんな面で上げている。中学生がうまくいくということは、こども園にした下からの積み上げがよくて、そういった公共インフラの整備が引っ張っていった町政、それを今年度も遂行したということですね。

琴南や島ヶ峰や診療所や地域性を発揮しておいで。仲南はやっぱ自治会長会、集落の結束、17自治会連合体制、それを支所長が大事に考えておることがよく分かりました。ありがとうございます。

続きまして、出納室と税務課の基幹施策の二、三本を御答弁願います。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 竹林議員の、会計室と税務課が所管する基幹施策の二、三本を問うについてお答えいたします。

まず、会計室におきましては、まんのう町釣銭資金取扱要綱を制定いたしました。この要綱は釣銭の貸出しから返還までの事務手順を明確にし、釣銭の保管状況報告及び検査により、現金を取り扱うことの危機意識を高め、事故防止につながることを目的として制定

いたしました。

また、基金管理におきましては、毎月、会計管理者が作成した基金残高報告書を会計室職員に基金の通帳及び定期証書等と照合させることにより、内部牽制を強化いたしました。今後もさらなる安全な公金管理体制の構築を目指してまいります。

次に、税務課におきましては、本年度、徴収体制の強化と収納の向上を重点施策として取り組んでおります。外国人労働者の未収納の状態での国外転出、シルバー人材センターの配分金未申告、固定資産税の納税義務者死亡者課税の問題等について取り組み、町税収納額の適正化を図っています。

具体的には、外国人労働者を雇用している事業所へ説明及び国外転出時の納税方法についての文書送付、仲善シルバーへ説明及び組合員への文書通知、固定資産税の納税義務者死亡者の相続人調査を実施しております。これまでも外国人労働者を雇用している事業所やシルバー人材センターの組合員から納税相談の問合せがあり、一定の成果が出ているものと考えておりますので、よろしく願いいたします。

**○大西樹議長** 5番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 出納室はやっぱり現金出納の実務的な研究をされたんですね。立派ですね。私、出納の一つ申し上げたいのは、監査委員に通帳と証書の一覧表を作って、それを見たぞという、それ判ついたのを議会へ出してくれるとありがたい。これだけあるぞ、1件ずつ見たぞというわけですね。実務的で、地味ですけども、立派な、それから不祥事の着服された金額も、今の出納室長が赴任して見つけたわけで、その功績は大ですね。

税務はコロナで住民生活がどう変わるとるんか、納税相談を通じて掌握して、きっちりした統計でなくても、概要をつかんでいただいたらと思いますね。1件1件の生計家庭と面談しているのは税務だけですね。この税務の調査能力、経済情勢、地域の産業をつかんでくれるのは税務かなと思ったりします。御期待を申し上げておきます。

**○大西樹議長** 竹林議員、ここで、会議の途中ですが、休憩を取りたいと思います。この時計で45分までお願いいたします。

**休憩 午前10時28分**

**再開 午前10時45分**

**○大西樹議長** 休憩を戻して、会議を再開いたします。

5番、竹林昌秀君、1番目の質問を許可します。

**○竹林昌秀議員** 私の質問の仕方は、今回、課ごとに聞いてますよね。課長さん方、みんな均等に少しずつ出番をつくらうとしているわけです。職員というのは、全然議会が質問してくれない担当の職員もいますし、町長の施政方針に何も言うてくれなかったら、自分のことは軽いんかと思われるわけです。やっぱり職員の意欲を引き出さないかん。力量をみんな持っているから、そういう意図があるわけです。

住民生活課と上下水道のこと、基幹の施策、二、三、今年度の実績、評価を問います。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 竹林議員さんの、住民生活課と上下水道が所管する基幹施策の二、三本を問うについての御質問にお答えいたします。

まず、住民生活課といたしましては、所管する業務が戸籍・住基関係と環境衛生関係の二つあります。

その中で、まず戸籍・住基業務についてでございますが、この業務は住民の根幹となる情報を扱っていることから、第1に正確、第2に迅速、そして、個人情報の保護に日々努めており、引き続き、正確、迅速、保護に努めてまいります。

また、マイナンバーカード普及のための出張受付を昨年度は大型商業施設で、本年度は高松市内の丸亀町商店街で実施をしたり、さらには、夜間交付を毎月1回、今年度より開始するなど、引き続き、普及促進に努めてまいります。

次に、環境衛生業務についてですが、本業務につきましては、住民の日々の生活に直結した部分を担っておりますことから、安定したサービスの提供が最重要であり、ニーズに合わせた取捨選択や重点的な取組といったことが難しい業務であります。

その中で環境保全、温暖化防止のための取組として、今年度より太陽光発電設備に加えて蓄電設備についても補助対象としたところでございます。初年度実績としては、1月末現在であります。申請件数で蓄電設備のほうが発電設備より多くなっており、事業としては一定の効果があったものと捉えております。

守備範囲が年々広がっております環境衛生の業務であります。引き続き、安定したサービスの提供と効果的な事業への取組を行ってまいります。

次に、下水道事業につきましては、公企業会計の導入促進に取り組んでおり、次年度も引き続き行ってまいります。

また、上水道事業につきましては、平成30年度に香川県広域水道企業団へ全ての業務を移管しております。本町における水道水の安定供給をお願いしているところでありますが、平常時はもとより、災害時にも迅速な対応が取れるよう、企業団と連携体制を取ってまいりますので、よろしく願いいたします。

**○大西樹議長** 5番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 住民生活課は最も住民と接する町のセンサーというか、非常に大事なところですね。いろいろプライバシーの問題が工夫されていることは分かりました。そして、気がついてみたら、蓄電や発電とかといううちの町のエネルギー所管になつとるわけですね。これは時代の変遷を感じますね。よろしく頼みます。

県の人口移動調査が、これ、うちが報告するだけではなくて、その分析をしてほしい。何であそこへ出たのか、あそこから来てくれたのかというやつですね。そして、転入、転出の理由の概数がかめたら、対策を打てますよね。住民生活の最先端として、この掌握する方法を探究してもらいたい。

下水道は収入と支出のほとんどが借金払いで、うちの最悪会計ですね。これはちょっと



私の常任委員会ですから。

水道は水の質ですね。質に目を光らせとかないかなと、それをお願いしたい。

続きまして、福祉保健課と健康増進課、お願いします。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 竹林議員さんの、福祉保険課と健康増進課が所管する基幹施策について説明申し上げます。

福祉保険課におきましては、まず、高齢者と児童虐待防止についてでございます。

高齢者、児童及び障害者等に対する虐待の防止、早期発見及び支援に関する認識を共有し、各関係機関の連携強化を図るために、高齢者、児童及び障害者虐待防止連絡会議を年1回開催、また、子供の個別事案につきましては、まんのう町要保護児童対策地域協議会実務者会とケース会を必要に応じて年数回開催していますが、さらに警察との継続的な相互連携の強化を図り、迅速な情報共有及び対応により、いち早く支援につなげることを目指し、令和3年5月21日に琴平警察署と虐待事案対応の連携強化に関する協定書を締結いたしました。

福祉保険課では、各関係機関と連携することで虐待の防止、早期発見、早期対応に努めており、警察とも日頃から情報共有に努めておるところではございますが、協定が締結されたことにより、さらに連携への認識が強化され、双方が迅速に現場へ駆けつけることができたケースもございました。

課題といたしましては、緊急を要した高齢者の虐待現場で、高齢者の対応に当たった地域包括支援の職員と若い警察官での視点に何点か相異が見受けられましたので、双方の視点の違いについて認識しつつも、支援方針を共有すべく現場対応の協議を重ねてまいりたいと存じます。

次に、成年後見制度の推進についてでございます。

令和3年4月に成年後見制度利用促進協議会と中核機関を設置し、認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な人を支援する成年後見制度の利用促進を図るため、地域連携ネットワークを構築しました。各関係機関の代表者が集い、地域課題への協議と連携強化を図る協議会を年1回開催、実際に相談のあった個別ケースにつきましては、実務者会を年数回開いて、対応の検討と受任者の調整を行いました。

国を挙げての取組がなされる中で、まんのう町での相談件数も増加し、専門職の意見を取り入れることで、より多角的な視点からケースの検討や支援方針の決定ができました。

今後の課題といたしましては、本人の判断能力が不十分なだけでなく、生活困窮や虐待等、本人、家族が抱える問題が複雑に絡み合い、成年後見制度の利用だけでは解決に至らないケースが増えていることが課題でございます。

今後も専門職や各関係機関からの助言をいただきながら、権利擁護の在り方について調査研究してまいりたいと考えております。

次に、健康増進課の重点施策3点について申し上げます。

1点目として、受動喫煙防止対策と禁煙に取り組もうとする人の増加への取組でございます。受動喫煙の防止に関して、健康増進法が改正されたことに伴いまして、本町におきましても、「まんのう町健康増進計画をすすめる会」に属する関係機関と協力し、望まない受動喫煙防止に向けた啓発活動を実施してまいりました。

また、本年度は新規事業「子育て世帯禁煙プロジェクト」として、妊婦や20歳未満の子供と同居する喫煙者に対し、禁煙外来治療費を助成いたしました。先着30名で開始しましたが、経口禁煙治療薬の出荷停止を受けて、積極的な禁煙治療ができない状況となっております。本年度申請いただきました皆様の治療を継続させるためにも、次年度におきましても事業を継続してまいります。

2点目といたしまして、健診事業の遂行及び健康増進計画、食育推進計画の中間見直しの実施でございます。

この一年間、新型コロナウイルスワクチン接種業務と並行して、昨年度中止した集団の特定健診を実施するとともに、がん検診及び乳幼児健診も継続してまいりました。住民の皆様方の御理解と御協力をいただきながら事業を完了できましたことは、あらゆる保健事業がその健診結果に基づいて展開されていること、また、対面で母子の健康状態を把握することができたという観点から、非常に大きな成果が得られたと考えています。

また、まんのう健やかいきいきプランの中間見直しを行うに当たり実施いたしましたアンケート結果からは、成人男性の肥満割合の増加やコロナ禍の影響による受診率低下など、本町の課題が明らかになりました。

次年度におきましては、「自分の体に関心を持って自己管理」という目標を掲げ、生活習慣病の予防と改善に重点的に取り組んでまいります。また、定期的な健診受診の大切さを啓発し、未受診者への受診勧奨と安心して受診していただける体制強化に引き続き努めてまいります。

最後に、母子保健の分野では、子供の健やかな成長の支援と産後ケアの充実でございます。

本年度、3歳児健診に視覚検査機器を導入し、さらに、次年度より視能訓練士が加わることにいたしました。また、産後ケア事業に訪問型サービスを加えまして、妊娠期から子育て期にわたり切れ目なく、よりきめ細やかな支援の実現に向け、引き続き尽力してまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

**○大西樹議長** 5番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 本町の新年度予算、民生費31億円ですね。国保23億円、介護保険27億円、後期高齢者は広域ですから、我々のところに説明ないですけど、大体三十四、五億円ありますね。115億円が動いているのがこの世界です。公共事業やいうたら、かわいげな小さい金額です。これをどうするかです。

住民の7割ぐらいを食育メイトに仕立て上げませんか。介護予防サポーターを住民の8割ぐらいになってもらいませんか。まず、この議場における管理職と我々議員が食育メイト

と介護予防サポーター講習を受けるぐらいの、住民が努力しないと、115億円会計は効率よく回らない、これを申し上げておきたいと思います。

続きまして、企画政策課と地域振興課、お願いします。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 竹林議員さんの、企画政策課と地域振興課が所管する基幹施策についてお答えいたします。

企画政策課におきましては、今年度、持続可能なまちづくりとして、人口活力の維持、デジタル化の促進に向けた情報通信インフラ設備の更新を計画的に進めてまいりました。

人口活力の維持といたしましては、これまで人口減少対策の措置として制定されました過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日をもって失効となり、4月1日より、総合的かつ計画的な対策を実施するための新たな法律「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行されましたので、同法の規定に基づき、まんのう町過疎地域持続的発展計画を策定いたしました。この計画に基づき、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上が実現するように取り組んでまいります。

次に、情報通信インフラ設備についてでございます。

平成19年に整備した情報通信設備について整備から10年以上経過し、修理部品の調達が困難となってきた機器が増えてきたことや、インターネットの普及、通信機器の発達により、当初の想定よりも通信量が増加していることなどから、本年度、琴南総合センターの建て替えに併せて、美合サブセンターの通信設備について新しい機種へ更新し、機能の増強を行っております。

町の光ファイバー網を使った通信につきましては、行政放送や地上デジタル放送の再送信のみならず、民間企業が提供するインターネットサービスでも利用されております。そのため、現在、国の進めておりますデジタル化の利益を住民が享受するためにはなくてはならないインフラの一つであり、本事業については単なる施設の維持修繕にとどまらず、それ以上の付加価値のある事業であると考えております。

次年度につきましては、琴南支所内にある琴南サブセンターについて実施設計及び工事発注を見込んでおりますが、新型コロナの影響により一部調達に時間のかかる機器等がございますので、状況を確認しながら対応し、安定的な設備運営はもちろんのこと、今後、町のデジタル化基盤としての活用についても研究してまいりたいと考えております。

次に、地域振興課におきましては、人口減少、少子高齢化に加え、若者層の東京圏への転出により地域社会の担い手不足が深刻化していることから、移住定住施策を重点施策として、若者住宅取得補助事業や地域木材利用促進事業及び空き家等情報登録制度などを実施しております。

若者住宅取得補助事業につきましては平成27年度から実施しており、年間約50件程度補助金を交付し、令和2年度には165名の方が移住・定住されていることから、一定

の効果があるものと考えており、引き続き、事業を実施してまいります。

また、移住施策の一つとして空き家を活用する空き家等情報登録制度を行っておりますが、空き家の利用希望登録者に対して提供できる空き家の登録件数が少ないことから、空き家を活用した移住者が大変少ない状況が課題となっております。今後は自治会組織の協力を得ながら空き家の登録件数を増やすことと町の魅力発信に努めてまいりたいと考えております。

次に、農業振興と地域活性化施策の一つとして、ひまわりの里づくり推進事業を実施いたしております。ヒマワリの種子を搾油し、ひまわりオイルやドレッシング、また、搾油後の残渣を使用したひまわり焼酎など、町の特産品を作りました。ヒマワリの開花時には大勢の観賞者が訪問され、広くPRできていると考えております。

しかしながら、ひまわりオイルをはじめとする特産品の販売が低迷していることから、農業者への還元が低く、ヒマワリ栽培の持続が課題となっております。今後は特産品の販売戦略の研究や新たな商品開発の研究などに取り組み、知名度アップによる販売の増加を図り、農業者へ還元することで、未来のある農業振興に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

**○大西樹議長** 5番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 企画政策課、地域交通を見直すんやね。これは大事なことですな。しっかり論議し、研究しましょう。

そして、国勢調査の結果の分析がまだ報告されない。私が掌握しとるのは、平成27年の国勢調査の数字で、政府統計をしっかりと調査してます。労働力調査や土地家屋調査をやってます。政府統計の報告をするだけではなくて、うちの町分を分析して論議しませんか。構造を見極めなんたら手だては打てない。企画政策課にお願いしたい。

地域振興課も申し分ない。完璧に近い。売上げやどこに何しよるか、収支は分かる、問題点を全部報告されている。地域振興課の町政報告や成果報告書の書き方を、皆さん、お勉強なさってください。農林課長、隣におるわ、教えてもらええ。ブロッコリーやアスパラ、それごとに地域振興課が作つとるように作つたらええんや。しっかり相互に研修し合ったらいいですね。

御期待はそれとして、農林課と地籍調査課、これをお願いします。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 竹林議員さんの、農林課と地籍調査課が所管する基幹施策についてお答えいたします。

農林課におきましては、まず、担い手育成・確保について、町、農業改良普及センター、JA、そして農地機構など、関係機関が一体となって取り組むこととし、新規就農者の発掘に努め、認定農業者への支援なども行い、担い手の不足する地域に対しましては集落営農に関する説明会等を実施し、法人設立への機運を高め、初期費用等の独自支援も行いながら、集落営農法人設立を強く推奨しております。

引き続き、担い手農家には企業経営戦略に関するセミナーや異業種交流会への参加を勧めて、もうかる農業の実践に向けた後押しをしたいと考えております。

次に、有害鳥獣の捕獲に対する補助金を1頭当たり1万円から1万5,000円に引き上げ、令和2年度は960頭の捕獲実績を上げており、令和3年度末には1,250頭強にもなる予定でございます。本町の有害鳥獣への取組に対する意欲の向上につながり、生息数が減少していけば、農業被害の軽減につながってくるがあると思われまますので、継続して調査・研究してまいります。

次に、森林環境譲与税の用途につきましては、本町の造林事業に対して、植栽から間伐まで事業について、国及び県の補助制度に町補助を上乗せして森林所有者の負担軽減に努めるとともに、森林組合や林業推進委員と協議して事業推進を行っております。

また、次年度には森林委員会の設置を考えており、森林環境譲与税のさらなる使い方を検討してまいります。

次に、地籍調査課におきましては、令和3年度事業につきましては、炭所東の一部、字11区域の一筆地調査を実施しております。これにつきましては、令和3年8月中旬から11月中旬の約3か月、調査面積1.21キロ平方メートル、調査前筆数1,068筆に対して土地所有者等関係者の現地立会の下、くい打ちを実施いたしました。令和4年度中には土地所有者等関係者が地籍図、地籍簿を確認する閲覧を実施するため、迅速に筆界線の確認作業を実施することが今後の課題になります。

次に、令和2年度現地調査実施地区につきましては、炭所東の一部、字7区域は令和3年度中に土地所有者等関係者に対して閲覧を令和4年1月28日から2月17日まで実施いたしました。閲覧後の令和4年度に香川県に対して認証請求し、認証後、法務局へ登記事務を実施するためには、誤り等訂正申出が出ていることから、本年度中に訂正することが急務となり、現在、作業を行っておるところでございます。

今後も地籍調査事業を計画的に進めていきたいと考えておりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

**○大西樹議長** 5番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 地籍調査の進捗度合いや今後の展望や実的に的確に報告されてますよね。土地のことについては、地味なことですけども、今の進め方を継続していただきたい。その書き方を農地中間機構の運用実績の書き方に応用できると思う。農地中間機構は苦心惨たん、県の実績もなかなかですね。一生懸命やったってうまくいかん仕事というのは役場がせないかんのですね。農林課には生産と流通、3品ごとに掌握する報告が出て、地域経済と住民生活が浮き彫りになる町政報告や成果報告書を御期待申し上げたい。

続いて、建設土地改良課をお願い申し上げます。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 竹林議員の、建設土地改良課が所管する基幹施策の質問についてお答えいたします。

建設土地改良課におきましては、令和3年度の基幹施策として、主に中山間地域総合整備事業の促進、多面的機能促進支払交付金における活動組織の拡大・広域化、要望事業の早期実現に向けた財源確保に取り組んでおります。次年度も引き続き推進してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 繁忙な地元の要請を受けて、課長、課員たち、奮闘されております。

私、一つ申し上げたいのは、言ってきたところだけ施工しよる。町がこことこことを結ぶんだと。県道と国道とこう結ぶんだという、交通ネットワークをつくり上げるつもりで計画立てないかんと思うんですね。理屈では簡単に言いますけど、難しいことですけど、言われたとこ直すから、県道と斜めについとって、道路に蓋してあったり、水路のままやったり、広がったりなんやしとる。やっぱり一線、基点から経過点と終点という考え方で、道路法がそう決めてますよね。交通対策課で造った道路がどう使われよるんか、どこから来た車がどこを通過してどこへ用を足しにいきよるんかがつかめたら、交通ネットワークもいくんでしょうね。その辺をお願いしておきたい。

続きまして、教育委員会、義務教育と生涯学習がありますね。よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 教育長、三原一夫君。

○三原教育長 竹林昌秀議員の再質問、教育委員会における本年度の重点施策はどのように成果を上げて、次年度へ残した課題は何かについての御質問にお答えします。

教育委員会における重点施策にはハードとソフトがあります。教育の成果は、落ち着いて安定した美しい教育環境が整備され、その環境の中で練り上げられた特色ある学校づくりを目指す豊かな教育課程が用意され、子供をよく理解した子供の心に寄り添う教師集団があり、毎日、学びの質を高める授業が展開され、学校と地域が協働して子育てに当たる雰囲気醸成されている、こんな教育委員会の重点施策を設定して学校指導に努めてまいりました。

今、申し上げましたことの核といいますか、原点になるものとして、自立に向かう教育をここ数年掲げて学校を指導してまいりましたが、学校現場に定着してきたものと思っております。一人一人が自立して独り立ちして生きていくことは教育の原点であり、人格形成の基礎であると考えてきました。

あまりにも常識的な説明になりますが、重点を掲げても、その年度内に数値で表せる教育的な成果を全てお知らせすることができないのは誠に残念ではありますが、教育そのものは長い年月を経過して、その成果が表れるものだと思っております。記憶した知識の量だけを競うものではないことは実証されている、そのように考えております。

ただ、データとしての一つの例として申し上げますと、本年度、悉皆調査で実施されました文部科学省の全国学力調査におきまして、町内の小学校6年生と中学校3年生が参加しましたが、県や国の平均を上回る成績を出しております。県の平均を上回ることは、私たちまんのう町教育委員会にとりましては長年の悲願でございました。

また、中学校におきましては、部活動等の成績も評価に値するものと思っております。さらに生徒指導上の課題も減少しており、大変喜んでいるところであります。

今、申し上げましたことも評価の指標の一つだと考えられますので、一つ一つ成果を積み上げていくことが重要であると考えております。

喫緊の課題といたしましては、議論をしたり、協働で作業を積み重ねたり、グループ学習をして人と人の関係性の中から学んでいくといった人間社会の原点である体制を学校の中に取り戻したいと考えております。これからは社会で生きていくのに必要な能力やスキルは変わりつつあると思っております。ゼロから何かを生むような創造性やマネジメント能力が必要になってくると思われまます。受験テクニックを教えるような教育は通用しなくなることは明らかでございます。

今後は今以上に新しい観点からの目標設定や重点が深く検討されなければならない時代がすぐそこに到来しているものと考えております。教育目標も、その重点も、それに迫る教育方法や組織も深く検討され、従来どおりからの脱却こそがまんのう町の教育を確固たるものに高めるものであると考えております。

続きまして、生涯学習事業について御説明いたします。

生涯教育・社会体育につきましては、町内には多くの社会教育関係団体が学習活動や文化芸術活動、スポーツレクリエーション活動などを行い、生活文化の振興や教育・スポーツ活動に寄与されております。

しかしながら、本年度は昨年度に引き続き、コロナウイルスの影響により多くの社会教育活動が規模縮小や中止、延期等の対応をせざるを得ませんでした。コロナ禍により、活動の場である社会教育施設の利用制限も続いております。人が集うことが難しくなる中で、今後、どのように安全面に留意しながら各団体の活動をサポートしていくか、検討を進めてまいりたいと考えております。

人権教育におきましては、本年度は四国地区人権・同和教育研究大会、また、全国人権同和教育研究大会において町の人権教育の取組を発表する予定であり、一昨年より香同教など関係機関のアドバイスをいただきながら準備を進めてまいりました。あいにく両大会ともコロナウイルス感染拡大により、資料の頒布による書面開催となりましたが、報告書によりまんのう町の人権研修や啓発活動を全国に発信することができました。

また、人権に関する町民意識調査を実施し、現在、分析を進めております。結果を踏まえ、より効果的な人権研修・啓発を実施していきたいと考えております。

文化財につきましては、全国民俗芸能「風流」保存・振興連合会の設立など、長年にわたり続けてまいりました「綾子踊り」のユネスコ無形文化遺産登録への活動が認められ、「風流踊」の構成団体として今年末での登録が確実視されております。

そこで、この機会を逃さず、町内外の方々に広く綾子踊を知っていただけるよう、保存会を交えて事業の検討を進めております。

併せて、綾川町の滝宮念仏踊り保存会も構成団体であることから、綾川町及び香川県と

コラボした記念行事の開催につきましても、両団体と共に協議しているところでございます。

以上、竹林昌秀議員の質問の答弁とさせていただきます。

**○大西樹議長** 5番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 近隣からうちの中学校へ入学したいという希望が出てくるというような状態になってますね。合併した当初は、まんのうの学校はええ話が一つも聞こえてこんというのが教職員方の風評でした。見事に地道な努力を積み重ねて、ここまで持ってこられたことに敬意を表します。

それから、ユネスコ無形遺産登録は香川県で初めてですね。県に頑張ってもらって、全国の会長町としてうちがリーダーシップを取ることを御期待申し上げます。

町民文化ホールの改修がありますが、あれはホールとは言えない。立派な町民会館で、会合はしやすいけれども、ホールというのは建物が楽器になっていることで、反響板がないのはこれふが悪い。プロの演奏家はお金もらって来るから、絶対悪口は言いませんが、陰でどない言うとか、これを御期待申し上げます。

農林課は、ちょっと町長、人員を増やしてあげなったら、鳥獣被害対策、ちょっと余分のものを取られよるし、手だて打てんと思います。御考慮願いたい。やっぱり頭数大事です。専門性と頭数ですね。

以上で、1本目を終わります。

**○大西樹議長** 1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可します。

**○竹林昌秀議員** 今、行政は、大事なことをみんな広域行政にして、我々議会に報告されない。町の執行部も分からなくなっている。この問題をちょっと問いたいと思います。広域行政の今年度実績と現下の課題を問う。まず、中讃広域行政組合の基幹の事業、これはどんなものですか。ちょっと議会の中にも知らない人があると思う。御答弁願います。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 竹林議員さんの、広域行政の今年度実績と現下の課題を問う、の中、中讃広域行政事務組合の基幹事業の説明を求めるとの御質問にお答えいたします。

中讃広域行政事務組合は昭和46年10月に設立された地方自治法第284条第2項に基づく地方公共団体の組合です。現在はまんのう町、丸亀市、善通寺市、多度津町、琴平町の2市3町で構成されており、組合規約で定められた共同処理事務を行っております。共同利用によるスケールメリットにより費用の圧縮が図られ、効率的に事務事業が実施されております。

主な業務として、まず、情報センターでの電算業務がありますが、情報センターは昭和56年10月から共同で電算業務を開始しました。近年は情報技術の進展により、市町の業務のさらなるデジタル化への対応が求められており、情報センターの役割はますます重要になってきております。



また、国が策定いたしました自治体DX推進計画の中で取り組むべき重点事項である自治体情報システムの標準化・共通化及び自治体の行政手続のオンライン化という施策がございますが、情報センターは、今後、この施策を実施していく上で中心的な役割を担っていくものと考えております。

次に、大きな業務としてし尿・ごみ処理施設の運営管理に関する業務があります。まず、不燃ごみ処理施設のエコランド林ヶ谷は焼却灰の資源化による搬入量の削減で施設の延命化に向け尽力しております。

次に、可燃ごみ処理施設の仲善クリーンセンターですが、長期運営維持管理委託業者により安心して安全な施設運営方針の下、順調に稼働しております。平成9年9月に完成しましたが、今後は施設の集約化に伴う事業の実施に向けて取り組んでまいります。

最後に、し尿処理施設の瀬戸グリーンセンターについては、近年、人口減少や下水道の普及に伴い搬入量が減少傾向にあります。処理単価の増加が抑えられるような効率的な運営に努めております。

以上が予算規模的に大きい事業となりますが、ほかにも滞納整理、介護認定審査、障害者総合支援審査などの事業を実施しておりますので、よろしく願いいたします。

**○大西樹議長** 5番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 私が議場にいるのは、一般廃棄物処理場が私の追上にあって、おまえ目光らせとけよということですね。種々トラブルがありました。佐文も煙に悩まされました。しかし、廃棄物処理はノウハウを確立して、ほぼ問題は解決してますね。しかし、油断はなりません。多彩な広域行政、これにますます御期待申し上げます。

続いて、水道が水道県事業団へ行きました。水道のことが全く報告されず、水道の起債残高はうちの起債から外れた。結構なようですが、どんな問題があるのか説明願います。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 竹林議員の、水道企業団の基幹事業の説明について説明させていただきます。

香川県広域水道企業団は地方自治法で定める一部事務組合として各家庭等に水道水を給水する水道事業と、中讃地区の工業用水道事業の共同処理を行うための地方公共団体で、直島町を除く県内8市8町により構成されております。

人口減少に伴う給水収益の減少、老朽化が進む水道施設の更新、近い将来、予想されております南海トラフを震源とする巨大地震への対応や渇水対応などの多くの課題解決を図るため、平成20年の担当者による勉強会が始まりました。そして、将来にわたり安全で安心な水道水を安定的に供給できる体制を確立するため、長年の協議を経て、水道事業の統合により施設の統廃合や業務の効率化、経費の削減などにより経営基盤の強化を図るため平成29年度に設置され、平成30年3月に厚生労働大臣より認可を受け、設立されております。

令和元年度までは各市町の県内16か所に事務所が設置されておりましたが、令和2年

度からは県内を5か所のブロック統括センターへ統合して、市町の区域を越えて事業を集約することで効率的な水融通や事業運営を行い、サービスの向上に努められておるところでございます。

本町におきましては、平常時はもとより災害時にも迅速な対応が取れるよう、企業団と連携体制を取っておりますので、よろしくお願いいたします。

**○大西樹議長** 5番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 10年たって、水道料金県下統一に向かうわけですね。膨大な50年以上経過した水道施設全体の更新という巨大な負担が待っております。その財源調達に事業団も苦心惨たんのようなようです。しかし、割とこの大きな問題は県も市町村も気づいていない。関心を寄せる人も少ない。任せといていいのかと思ったら、途方もない負担金要請が来ることになりはしないかと懸念するわけです。

水質、これに目を光らせるべきでしょう。我が町は水の町で、最も水質の良い町を目指したいですね。

続きまして、後期高齢者医療連合と国保連合会、これの活動内容を御説明願います。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 竹林議員さんのまず一つ目の、後期高齢者医療広域連合会についての説明をさせていただきます。

平成20年4月から75歳以上の高齢者等を対象とした後期高齢者医療制度の施行により、後期高齢者医療事務を広域にわたり効率的に処理するため設立された保険者で、香川県では県内全17市町が加入し、運営されております。

後期高齢者医療広域連合会が行う業務は保険料の決定、医療の給付等であり、町が行う業務は保険料の徴収や申請・届出の受付等の窓口業務を行っております。本町からは、増え続けている医療費の問題について各種保険者が一堂に会して協議できる場やネットワークの構築を強く要望しておるところでございます。

続きまして、香川県国民健康保険団体連合会は国民健康保険法第83条に基づき、会員である保険者（市町及び国民健康保険組合）が共同してその目的を達成するための必要な事業を行うことを目的として香川県知事の認可を受けて設立された団体で、その性格は公法人です。

主な業務といたしましては、保険者支援課が診療報酬、公費負担医療費、後期高齢者医療費、健康診断に係る費用、介護給付費、障害介護給付費の審査支払いに関すること、保健事業、特定健康診査・特定保健指導に関すること、職員の研修、事業の円滑な運営のための支援、情報システム課が診療報酬の支払事務に係る電算処理業務の統括、保険者事務共同処理の統括、電算業務に係る企画及び開発、レセプト電算処理業務等に関することなどでございます。

保険者からは情報処理システムの運用管理、レセプト電算処理業務等を委託しております。

まんのう町からは、後期高齢者医療広域連合会と同様に香川県国民健康保険団体連合会、そして、県保険課に対し、香川県下の各種保険者が一堂に会して、増え続けております医療費の問題について協議できる場やネットワークの構築を強く要望しておるところでございますので、よろしく願いいたします。

**○大西樹議長** 5番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 国保連合会が基幹ですね。国保連合会がレセプトの審査して、支払い請求を病院ごとに一月分をまとめてうちへ送ってきたら、うちが支払うと。それから、後期高齢者のそれもやっておる。介護保険の給付費もやっておる。国保連合会が基幹なんですよね。社会保障3会計の膨大なところをここが担っておる。ここに対して我々がどう発言するのか。しっかり注文をつけないかん。私はここへ言っていた。がんが何ぼかかったんや。インフルエンザが何ぼ要ったんや。その説明なしに何の補正予算だと。医療の中身をちっとも審査しない予算審議だったです。

とある市が後期高齢者医療1人年額130万円ぐらい払ってると。とある島の町が年額68万円ぐらいだった。この差はどうしてかと。130万円の市長さんどうしたんですかいうたら、その市長さん、あはは、うちは高いんじゃないか言うた。いかんと思った。必死になって130万円払ってる市は努力せないかんのですよね。医療の中身を連合会で話し合わないかんのだらうと思います。それを発言する力を我々議会も執行部もつけないかんだらうという課題を申し上げておきたい。

続きまして、県水道事業団と二つの山林組合、これの説明をお願いします。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 竹林議員の質問にお答えいたします。

まず、県の下水道財団の基幹事業について説明させていただきます。

公益財団法人香川県下水道公社は、流域下水道及び公共下水道の維持管理に関する事業を行うこと等を目的として設立されました。現在は香川県が香川県流域下水道事業において運営する中讃流域下水道の維持管理業務の受託及び市町の下水道事業の普及促進を図るための広報活動への助成等を行っております。

なお、今年度は通常の汚水処理業務のほか、機械設備、電気設備の改築工事、幹線管渠の人孔蓋取替を行いました。

今後の香川県流域下水道事業の経営環境は、人口減少に伴う流入水量の減少や設備の老朽化に伴う更新需要の増大等により厳しさを増すことが予想されます。香川県では人件費の削減や高効率の機器の導入、改築事業の平準化などを行い、維持管理費の増加を抑えることといたしております。

次に、三つの山林組合の基幹事業について説明させていただきます。

まず、一つ目の山林組合は、旧満濃町役場で事務局をしておりました主に満濃池周辺、吉野地区山林を管理する一部事務組合「まんのう町外三ヶ市町山林組合」でございます。この組合は、まんのう町、琴平町、善通寺市、丸亀市で組織しており、組合長はまんのう

町長、副組合長はその他関係市町の長であります。議員数は17名であり、まんのう町12名、琴平町1名、善通寺市2名、丸亀市2名となっております。

議会は年1回開催しており、組合が有する財産、つまり山林を守っていく役割を有する山林組合であります。ここ数年、ほかの山林組合と違い、間伐や植林などの事業は行っておりません。

次に、二つ目の山林組合は、旧仲南町役場で事務局をしておりました七箇地区と塩入地区に所有する山林を管理する一部事務組合「まんのう町外三ヶ市町（七箇地区）山林組合」でございます。この組合はまんのう町、琴平町、善通寺市、丸亀市で組織しており、組合長はまんのう町長、副組合長はその他関係市町の長であります。議員数は18名であり、まんのう町13名、琴平町1名、善通寺市2名、丸亀市2名となっております。

議会は年2回開催しており、間伐や植栽などを行うことによって、組合が有する財産である山林を守っていく役割を有する山林組合であります。

三つ目の山林組合は、旧仲南町役場で事務局をしておりました山脇地区に所有する山林を管理する一部事務組合「まんのう町外二ヶ市町（十郷地区）山林組合」でございます。この組合はまんのう町、琴平町、善通寺市で組織しており、組合長はまんのう町長、副組合長はその他関係市町の長であります。議員数は10名であり、まんのう町3名、琴平町3名、善通寺市4名となっております。

議会は年2回開催しており、間伐や植栽等を行い、組合が有する財産である山林を守っていく役割をする山林組合でございますので、よろしく願いいたします。

**○大西樹議長** 5番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 県の下水道公社へ流域下水道の管理委託しているわけですね。うち下水道会計は5,000万円ぐらい収入があって、1億8,000万円ぐらい元利償還金を払いよって、地方債残高が8億円あるという途方もない財政ですね。これが五、六十年たってきたから、老朽化の問題があって、県の下水道財団は市町村にどう分担金、負担金を配分しようかと頭を悩ませてますね。重大な問題だと思います。

山林組合があるというのはうちの町の特徴ですね。旧丸亀藩、多度津藩とかの山林のを市町村が分けて、財産区として継承しているわけですね。仲南の山林組合は、この二つの山林組合から増殖林の委託を受けて、それで成り立っているというふうなところがありますから、山林組合が事業を積極的にするという事は、山を守るためにも、森林組合の継続のためにも、重要なことではないのかなと思います。

仲南の森林組合は桜を、最近、植えて植えて植えまくりましたね。松を植えよったんやけど、ヒノキに変えたりなんやしたりして、生態系、多様な自然、3本の川の水源地の町である以上、この山林組合の在り方というのはよくよく研究してやるべきかなと。そして、CO<sub>2</sub>対策の面からも、そんなことを申し上げておきたい。

続きまして、財田川防災協議会。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 竹林議員さんの、財田川防災協議会の基幹事業の説明についてお答えいたします。

財田川沿岸防災協議会は、財田川沿岸の水害を防止することを目的として、流域のまんのう町、三豊市、観音寺市の首長と議員及び関係土地改良区を構成員として組織された協議会でございます。

なお、今年度の全体会議はコロナや選挙の関係から延期としていますが、近年の気候変動等による災害多発の中、治水対策は今後の生活における最重要課題であり、河川管理者である香川県とともにダムの保全管理、河川整備、そして、流域治水対策の推進に向けた取組を強化してまいりますので、よろしくお願いたします。

**○大西樹議長** 5番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 国交省が流域治水と言いだしたんで、財田川防災協議会の役目は大きくなりましたね。私が行ってみると、水の配分、土地改良方の利水の会だけしよったんで、これ防災協議会やないか、何しよんぞと言って、下流、河口から上流まで、理事さん方みんなで見学することをやりましたね。

金倉川にこれが欲しいんですよ。雨がこれだけ降ったら、水がこれだけ出て、流域の幅、流域断面がこれだけ要するという計算を源流から河口まで設計し直すわけですね。

河川土木は堤防が崩れたところだけ直すという部分処理でやっています。河川工学は要は洪水の記録から、かつては100年に一遍の災害に対応するだったのが、今、高規格の時代になりましたね。これにのせませんか、金倉川流域の治水やなんか。私も財田川防災は、これ、私の地元やから私が行くわと言って行っとるけど、議会とか報告したことないですね。反省しております。みんな考えてもらわないかん。

治水、利水、災害対策、重要性は増す一方だと思います。議員の皆さん、こういった広域のことはほとんど報告されないから、今日の説明は斬新で、耳に新しかったんじゃないかと思います。

続きまして、教育は県職員の先生方と町立学校で行っております。県教育事務所との協議や連携は本町教育委員会はどのように行っているのか。新教育課程の浸透という重大なことに教育委員会は取り組んでまいりました。それを事例にして、県教委と本町教委、また、学校の間を御説明願えたらと思います。

**○大西樹議長** 教育長、三原一夫君。

**○三原教育長** 竹林昌秀議員の質問にお答えします。

県教育事務所との協議や連携はどのように行っているのか、教育課程の展開を事例として説明を求めるといふものであります。お答えしてまいりたいと思います。

竹林議員も御存じのとおり、我が国の教育委員会制度は戦後一貫して継続、維持されてきました。それは県教委、教育事務所、町教委、小中学校といった一貫した関係性の中で機能してきました。

まんのう町立の小中学校で勤務しております教職員は、県教委が県費負担教職員として

採用・任免を、町教委はサービスの管理を行うといった複線的な関係にあります。そういったことから、竹林議員さんから県教委の出先である教育事務所と町教委はどのような協議や連携をして教育効果を上げてきたのかといったお尋ねが出てきたのだと想像するわけでございます。

町教委と教育事務所との協議や連携は多岐にわたるものでありますが、大まかに申し上げますと、人事管理、教育内容、生徒指導に関するもので、緊密な連携を頻繁に取っておるところでございます。

ところで、竹林議員さんお尋ねの教育課程の展開を事例として説明を求めるといふことでもありますので、その点に絞って御説明を申し上げたいと存じます。

町内の小中学校の教育内容、教育活動、教育の質の向上を目指して、教育事務所との連携がどのように行われているのかといったことであろうと思われまします。私どもといたしましては、町教委で完結するような現場の指導体制が整っておればありがたいわけですが、まだまだその体制はその途上にありますので、教育の専門機関であります事務所の力を借りておるところが大きいわけでございます。

一例を申し上げますと、管内の全小中学校へ要請訪問、いわゆる学校訪問という名目で教育指導をお願いしております。その内容としましては、学校長の学校経営の在り方や教員の学習指導、生徒指導上の問題、また、教育運営上の課題についても指導をいただいております。町教委からも教育委員や次長、指導主事等のスタッフも参加をして、教育事務所との意見交換、指導をいただく場と位置づけております。

また、各校におきましては、職員への現職教育を年間三十数回行っておりますが、その指導者としても教育事務所から招聘しているところがございます。教育事務所と町教委、学校が緊密な連携の下、専門家から質の高い指導を仰ぐ体制を整えておくことが、まんのう町の教育の向上につながるものと考えております。

また、町教委におきましても、町内の教育研究や研修を進める教育研究所や小中学校・こども園担当の指導主事、早期支援センター「たむ」の設置を図って、教育効果を高めることに努力しているところがございます。町教委におきましても、教育的な指導体制が整備、前進しておりますことを申し添えておきます。以上でございます。

**○大西樹議長** 5番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 三原教育長さんと私の御縁は、私が仲南の社会教育主事として仲善教育事務所の指導を受ける、そのときからであります。県教委の中で今度の所長はどんな人やいうて聞いていたら、根明じゃなと言ってました。実に落ち着いた的確な地味な指導をされて、県教委との打合せ、連携はうまくいったんだろうと思います。教育長の力量と、深く御礼申し上げ、敬服したいと思います。

私が9月議会で質問したときに、教育長が教育立町を目指すと高らかにおっしゃった。何十年に及ぶ教育実践、現場の指導から、指導監督、教育行政を担われた教育長の見識を議場において発揮していただきたい。教育長が目指す教育立町の目指すところは、その中

身はいかようにして進めればよいのか。後進のために教育長の御答弁を求めます。

**○大西樹議長** 教育長、三原一夫君。

**○三原教育長** 竹林昌秀議員の再質問にお答えしたいと思います。大変難解な質問をいただくので、答弁に四苦八苦するわけでございます。

教育立町の目指すところと本町教委が手がけるべき課題とは何か今後を問うというものでありますが、まず最初に、私たちが考えてきました教育立町の理念と申しますか、定義について申し上げておきたいと思えます。

教育立町とは、人づくりこそが個人の幸福の実現と国家・社会の発展の礎であり、我が国の将来の発展の原動力足り得るものは人づくり、すなわち教育においてほかにはないわけであります。「教育立町まんのう」とは上記のような考えの下、町全体で子供を育て、人間づくりに力を入れ、教育によって成り立っている町を指すものでございます。地域全員で子供を大切に育て、将来の日本を見据えた人づくりを目指している理想を高く掲げた町と捉えております。そういった町をつくっていくためにはどういった取組が重要になるかといったお尋ねであろうかと思えます。

まんのう町の教育環境は皆様方の御支援ですばらしいものが出来上がっております。教育はこのハードとソフトが相まって整っていくものであります。今後はそこにさらに温かく強靱な魂を入れる作業が色濃く残っているのではないかと考えております。

将来、まんのう町や日本の国を担う子供たちに期待することは実に多いと思っております。もっと意欲的に自ら学んで学力や人間力を高めてほしいし、他の人ともっと関わって切磋琢磨もしてほしい、より高い目標を立て、もっと忍耐強く挑戦してほしい、もっと家庭での読書や自主学習の時間を増やしてほしい、こういったことが子供の中に実現してほしいものだと思っております。

コロナ禍の中で遅れてしまった額を寄せて熱っぽく議論をしたり、中央から超一流の教育学者を招聘して学ぶといった体制や雰囲気も取り戻したいものであります。徹底的に遅れてしまった日本のデジタルへの教育への果敢な挑戦も喫緊の課題であると考えております。

以上、竹林議員へのお答えとします。

**○大西樹議長** 5番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 拝聴させていただきました。長年の実践に基づく御見識を今後継承し、発展する努力を努めてまいりたいと存じます。

また、個人的には御相談に乗っていただき、お知恵をお借りすることもあろうかと思えます。御健勝にてお過ごしされることを念じます。

この広域行政ということは、私たち議会が非常に視界に入っていない、ざっと見てもこれだけあるわけですね。ここをやっぱり努力せんと、大事なことはみんな広域行政になつとるぞというのが私の課題意識です。

浜田県知事さんの最大の行政改革の功績は、県水道事業団の設立でしょう。香川用水と

いう水の卸売と市町村の水の小売というのを垂直統合して、市町村間の水平統合をなしたということですね。

水道事業団の職員たちに聞きますと、苦心惨たん、悩みに満ちています。立派な行政改革だと申し上げたが、とんでもないとお悩みじゃ。これまた更新の費用がこれから随分出てまいりますね。広域行政を私たち議会が一生懸命取り組むこと、お勉強することからだと思います。皆様方、手間暇かけた入念な御答弁ありがとうございました。一步、私たちも前進できるのではないかと思います。

これにて2本目を終えたいと思います。

**○大西樹議長** 2番目の質問を終わります。

会議の途中ですが、ここで休憩を取ります。議場の時計で13時30分といたします。よろしく願いいたします。

**休憩 午前11時56分**

**再開 午後1時30分**

**○大西樹議長** 休憩を戻して、会議を再開いたします。

5番、竹林昌秀君、続いて3番目の質問を許可します。

**○竹林昌秀議員** 議員の8年目の終わりともなりますと、私があればやらえやないか、これすべきやないですかというのは大体言い終えて、私ももう知恵は払拭してきたというふうなことになります。そうすると、元来、役人ですから、こういうような仕事の仕方はどいやという行政手法ですね、そういう談議に入るとというのが3番目の質問です。仕事のやり方が変わったら、効果が出る可能性がありますよね。

3番目、行政評価、うちの町役場では事務事業評価と言ってまいりましたね。これをやりました。やってみて、これ反省点、どうやったんか、方向性を問います。

どこが問題やったんか、再質問の1、私はどの施策事業も同じ評価基準で点を入れたら、やること違うのに、評価基準が同じではわけわからん。普遍的で、抽象的で、やってもやらんでも改善につながらんようなことになったような気がしとるんですね。

それから、新しく文書作ったから、手間暇かかって無駄やった。住民の直接の福利厚生につながるのでもないのに、ようけ文書を作って忙しかったということはあるやせんかなというのが再質問の2でありまして、ここまで町長の答弁を求めます。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 竹林議員さんの、行政評価の推進をどう捉えているのか、方向性を問う。実施の反省点は何かについてのまず御質問にお答えいたします。

行政評価は自治体を取り巻く環境の変化に対応しながら、地方自治体が地方分権を進展し、住民の皆さんのニーズに応えるために自らを評価することであると理解しております。

町民の皆さんを顧客と捉え、顧客満足度の向上とコストに見合った成果をどれだけ上げることができたかを重視し、最小のコストで最大の成果を出すことが究極の理想であると



考えています。

これを実現すべく、総合計画の項目が事務事業や予算に連動する仕組みをつくってまいりました。これは事業の新設や廃止、拡大や縮小などの進捗そのものが予算面に連動するといった仕組みであったと記憶しております。

現在、事務事業評価は休止しております。理由といたしましては、評価提案がそれぞれの担当者の主導によるものであったことと、直接的な関係諸団体からの圧力を畏怖することもあったことから、直接的に事務事業の評価として成果は出ませんでした。

例えば、町の施策として具体的に縮小すべき事業であるといった方針があり、それを担当者が提案で補完するといった仕組みにしておれば、うまく機能したのではないかという反省点がございます。

また、全てを同じ評価指標で行ったのは無理でなかったかについての御質問にお答えいたします。

竹林議員御指摘のように、全てを同じ評価指標で行ったわけですが、やはり事務事業には一つの評価指標だけでは評価するのが難しい場合もありますが、事務事業ごとに評価指標を変えると結果に統一性がなくなり、評価分析が分かりにくくなる側面も持っていると考えられます。

さらに、評価をする側の職員が別の事務事業を同じ目線で評価できるようにするためには、指標を統一しておかなければ効率的に評価がしにくいことも考えられます。

よって、今後、この評価指標をどのように位置づけるのか、他市町の状況も研究しながら、効果的な評価指標の在り方を探求してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

**○大西樹議長** 5番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 例えば道の駅や温泉みたいななんやったら、何人の人が来てくれたというのが非常に大事ですよ。売上げが何ぼあったんか、1人当たり780円買ってくれたんか、1,020円買ってくれたんか、割とやりやすいですよ。

でも、総務課がやっているような仕事いうたら、その数字で判断できんことがありますよね。世の秩序、構成を守るためにやりよる。

農地の転用とかなんとかだって、農地を守るためにしよるんであって、それが優先ですよ。それは法律に何のためにと書いてあるから、法律や条例が何のためにと書いてあることが判断指標になるわけで、塩入温泉は何のためにと条例に書いてありますよ。そのとおりできておるんか。塩入温泉は上記の目的のために下記の事業を行うと書いてあったら、それにしたらいいんですね。

選挙の運営いうたらそんなんちゃう。公正さとか、それを保つためにしよるんで、効率や関係ない。手間暇かかる文書の山を作らないかんしですよ。目標が違ったら、点検指標は違いますよね。そこをやったらいいんだと思います。費用対効果をやって、公民館運営に年間何ぼ使った。公民館に年間来てくれた人は何人やと。来た人数で使った総費用を

割ったら、1人当たり単価が出る。これを下げられたら効率はええというけども、そなん違ふ。大事な食育メイトをつくる会をしとるんやったら、人数少なくてやらないかんし、カラオケにようけ人が来たいうて、カラオケばかりやりよるんもそなに自慢にもならん。カラオケが悪いわけじゃないです。いいですけどね、介護予防になるけど。

町長は大事なことを言った、顧客満足度。住民が満足しとるかどうかというのは、その施策、事務事業ごとに違うんやと思う。

それで、町長、もう一つ大事なことを言った。自ら評価すると言った。議員がええ悪いより、担当職員が一番やりよるから、これ無駄やなとか、一つも効果ないな、手間かかるなと、分かっと思う。やって、数字出して、担当職員が二、三行コメントを書いたら一番。それを管理職が見て、町長、副町長が見て、監査委員が見て、議会が見たら、担当職員が書いたことを違うと言える人はめったにないと思う、ちょっと角度の違う意見はあったりするでしょうけど。担当職員が自ら評価するのが一番やと思う。利口な順に書いたらええんや。職務から遠い人ほど分からんねん。責任だけ遠い人が持ちますけど、そこらを検討してもらえんかな。

じゃあ、続いていきます。法定自治事務。介護保険は市町村が保険者となると書いてある。法律が市町村がやれと書いてあるから、やらないかん。やめるわけにいかん。しかし、布団の丸洗い、軽度生活支援はうちの町の独自事業なんで、やるかやめるかはうちが判断するんやと。評価の仕方は違いますよね。介護保険はもっとうまい方法、手法だけで、やる、やらんや、そなん判断できん。でも軽度生活支援はやめたほうがええんか、続けたほうがええんかとか、ここのところ、法定自治事務と独自事業の差をどう埋めるんか、違うやり方をしたらいいんです。

それから、交付金事業、補助金もろてやりよるやつは、補助金の交付要綱に、こういう目的のためにこういう効果を上げなさいと書いてあるから、補助要綱に従ってできとるか、できてないか、点つけたらええんでしょ。

町の例規に基づいて、軽度生活支援をやりよるんやったら、その軽度生活支援の例規に沿ったことができとるかどうか評価したらええんでしょ。

町長、これについて答弁願います。3番目と4番目の再質問です。お願いします。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 竹林議員さんの、法定自治事務と独自施策の差異をどうするのかについての御質問にお答えいたします。

法定自治事務につきましては、法律に基づき地方自治体が行うべき事務と認識しており、独自施策につきましては、各地方公共団体が創意工夫をしながら様々な施策を展開していくものと考えております。

そこで、法定自治事務の評価は普遍的なものであり、各自治体でも同じ指標であると考えられます。しかし、独自施策につきましては、法定自治事務と同じ指標で評価をするのが難しい一面も持っております。そこをうまく既存の資料や県内状況指標などを用い評価

する仕組みを考えてまいりたいと考えております。

また、交付金事業と町単独事業の差異をどうするのかについての御質問にお答えいたします。

交付金事業につきましては、国や県などからの補助金を使って実施する事業であるため、その交付要綱に基づき評価するものでありますが、町単独事業につきましては、町独自の要綱などに基づき評価するため、必然的に差異が発生するものと考えています。ルールの違いを同じ指標で判断評価できない部分もあろうかと思っておりますので、できるだけ抽象的にならないように工夫して評価してまいりたいと考えております。

**○大西樹議長** 5番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 町長の答弁と私の見方はぴったり一致ですね。じわじわ手順よく進めたらええんじゃないかと。

それで、新たに事務事業評価、行政評価やせんと、四半期ごとに町政報告やりよるじゃないですか。それをそういう書き方にじわじわ仕上げていって、こういう書き方にせんか、こっちのほうがええぞいうことをしていったら、だんだんよくなるんちゃうのかなというのが一つです。

それから、その年間成果報告書、これ決算書に添付されますね。決算審査は即予算審査と同じだと私は見えますね。決算のときに、これ無駄やないか、これどうぞせえや言うとしたら、予算のときにということでしょう。

成果報告書と町政報告の書き方を工夫してもらえたら、それをみんなでこうせんか、あせんかいうていったらできるんちゃうか。

それで、その指標の書き方ですが、さっき言った単価表現もありますが、100の指標による香川です。がん死亡は香川県で何番やというのが出てます。全国で何番いうのは100出てる。それから、市長100ランキングがありますね。乳児死亡率が香川県で何番やとか、要介護率が何番や、これをここへ入れて、担当がコメントしたらええんや。県で何番目、私は介護保険料が香川県で一番高いときの課長やったんで、何とかせないかんと思った。国民健康保険代が香川県で1人当たり4番目やった。これは何とかせないかんと思った。そういうことをちょっと担当が書いてくれたら、よう分かるんちゃうかな。いかがですか、町長、これ御答弁願います。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 竹林議員さんの、四半期ごとの町政報告といかに整合性をとるかにについての御質問にお答えいたします。

町政報告はある意味で行政評価そのものであると認識しております。四半期ごとに作成しておりますが、単年度の報告にすぎず、経年変化など足りない部分もあることから、経年変化やグラフ、表などを盛り込み、分かりやすく評価しやすい町政報告となるよう工夫してまいりたいと考えております。

また、決算書と成果報告書との連動運用を工夫できぬかとの御質問にお答えいたします。

毎年度の主要施策の成果報告書につきましては、平成27年に竹林議員の御指摘があり、末尾に目別の3年間経年変化とそのグラフ及び分析を掲載するようになり、令和2年度からは、さらに目別の対前年数値と比率を掲載し、決算書との連動はもとより、より分かりやすい報告書としております。

今後、個々の目別事業概要につきましても、グラフや表を使って、その事業成果が分かりやすく表示できるように様式の見直しなど検討してまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

**○大西樹議長** 5番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** それに統計調査でやっている政府統計の数値のうちの町版を付け加えたらいいでしょうね。できるんやないかと思う。

もうこれで町長はみんな答えてしもたわけです。うちの町議会を褒めてくれた。議会は表彰を受ける。それは執行部と議会の両方の力だと思いますね。うちのタブレット議会、見事なで。一般質問の回答に執行部がグラフを上げてくれとる。それから大西議員は質問の根拠資料を載せとる。タブレットの双方議会じゃ。こなん日本中やりよるところがあるんかどうか。

それで、事務事業評価で、町長、日本一じわっと目指さんか。教育長が所管したところは、それに近いぐらい来とると思うけど、うちええことようけあるで。そういう未来に向けた次の4年間に向けて、この3、4月、みんなで奮闘することになるんじゃないかなと思います。

町長、立派な御答弁、ありがとうございます。言うのは簡単、執行していくのは事務方でありまして、一遍に求めたらいかん。じわじわちょっとずつよくなったところを、私たちが気づいてあげるいうか、私たちが読み取る眼力が要るんじゃないかと思います。

誠にお世話になりました。これをもって、8年目、48本目の一般質問を終えたいと思います。皆様、御返答、調査、報告、ありがとうございます。心より御礼申し上げます。

住民の皆様、よく拝聴していただきました。誠に心より御礼申し上げます。

**○大西樹議長** 以上で、5番、竹林昌秀君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

1番、鈴木崇容君、質問を許可します。

**○鈴木崇容議員** 皆さん、こんにちは。ただいま議長の通告を許可いただきましてので、一般質問に入りたいと思います。

この3月議会で議員として1期4年の最後の議会となりました。この後、我々は4月に大きな大仕事控えており、しっかりと乗り越え、この6月議会には、またこの場所から一般質問をしたいと思っております。

それでは、一般質問に入りたいと思います。

一昨年より続いている新型コロナウイルス感染症、今もなお変異を繰り返しながら、第6波の猛威が続いております。

3年ほど前から続いているコロナですが、住民の皆さんも我々もどことなく慣れというものが出てきているのかもしれませんが。それでも毎日毎日香川県で300人から400人以上の感染者が発表されています。1月21日からは現在も続いているまん延防止等重点措置、これも今の状況では非常に高い感染力のオミクロン株、ステルスオミクロン、これが収まらない限り、再度、延長要請になるような気がいたします。

そこで、今、切っても切れないこの新型コロナウイルス感染症について質問をいたします。

町長の施政方針の中にも、新型コロナウイルス感染症のことが言われましたが、中でも全国のこと、まん延防止等重点措置のこと、3回目のワクチン接種の件、その他の告知のことでした。もう少しその中身の具体的な対策というものが正直少し欲しかったなと思います。

今回の質問は、新型コロナ感染症と今後の新たな対策です。その中から四つほどお聞きします。順を追っていきます。

まず一つ、庁舎の感染症対策の見直しについてです。

現在、満濃町役場でもコロナ感染症対策は行っていると思います。例えば庁舎入り口の検温器による体温測定、手の消毒、また、各課の窓口のパーティションも、前のビニールからアクリル板に変えています。こういったことはすごくいいことですし、これからも継続していただきたいと思います。

ただ一つ気になるのは、住民の方がたくさん御相談に来られるこの役場において、やはり消毒拭き、そういったことが少し欠けているのではないかと住民の方からの声もありました。先ほど言いました検温器や手の消毒というのは物を置いているだけで、どうぞ使ってくださいというものです。そうではなく、やはり一人一人が手作業で拭いたりとかするというのも大事なのではないかなと思います。

議場でも、我々一般質問が終われば、必ずマイク、机の上を拭いていただいております。このあたりをどうお考えかお聞きします。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 鈴木議員の、庁舎の感染症対策の見直しについての御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の庁舎施設での対策であります。職員による除菌清掃を庁舎ロビーやカウンターを中心に行っております。また、トイレや備付けの筆記用具等も拭き取りによる除菌清掃をしております。

御指摘の清掃頻度につきましては、1日当たりの除菌清掃回数を取り決めておるわけはありません。付着したウイルスはしばらく生存しているという研究結果もあるようです。今後、清掃回数のルールづくり等、対応したいと考えております。

その他の感染症対策では、本庁舎のカウンターに設置しておりました飛沫感染防止のビニールシートをアクリル板に取り替え、長期的な窓口での飛沫感染防止対策としての施設

整備を行っております。

また、寄贈いただいたことを契機に、洋式便器の蓋に張り付け、蓋を閉めて水を流すことで、排便からの様々なウイルスの抑制効果のある抗菌シートの公共施設への導入や、公共施設、特にこども園や小中学校に設置している体温検知カメラなどの増設など、国の臨時交付金を活用しながら対応をより堅固にしていく対策も継続しております。

今後も消毒清掃作業の徹底と新たな対策も進めながら、より一層の感染症対策を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

**○大西樹議長** 1番、鈴木崇容君。

**○鈴木崇容議員** ありがとうございます。

やはり住民の方がよく言われていたのは、飲食店なんかとよく比べられるんです。飲食店なんかは1組食べ終わった後は、消毒拭きなどをよくされております。そういったことで、今、感染力の強いオミクロン株とか、そういったコロナに対しての感染症対策になるのではないかと思いますので、今まで以上の感染症対策、予防というものをしていただきたいと思います。

それでは二つ目、コロナ感染者への支援は、についてです。

町長の施政方針にもこの感染者に対しての支援ということに関してはなかったと思います。現在、香川県で毎日コロナ感染者数を発表しています。その中にまんのう町の方が感染したとよく聞きます。今は病院の入院ではなく、自宅療養にて決められた日数を家で過ごし、療養をしていただくことになっています。

そこで、お聞きします。

コロナに感染し、自宅療養中の方で、親戚や友達、知り合いの方がいる人はいいいですが、誰も頼る人がいない方、高齢者の方とかそういった方、まず一番に食事に困ります。その後、やはり日用品等様々なものに困ると思います。こういった方々の支援をまんのう町はどうお考えかお聞きします。もしこの支援というものがなければ、感染者の方がしっかり治っていない状態で買物などに無理をして行ってしまい、二次的被害が起こる可能性があります。このあたりをどうお考えか御教示ください。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 鈴木議員の、コロナ感染者の支援についての御質問にお答えいたします。

初めに、町内で新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合の流れについて御説明いたします。

新型コロナウイルス感染症の検査で陽性となった場合、診断をした医師から管轄する中讃保健所を経由し、香川県へ発生届が出されます。その後、香川県は収集した情報を積極的に公表することとなっておりますが、個人情報保護の観点から、原則、個人を特定する情報が町へ提供されることはございません。

一方、中讃保健所では陽性となった方の状況に応じた疫学調査が実施されております。また、陽性となり自宅療養とされた方へは、1日2回以上、健康状態の確認が行われるほ

か、外出を禁じられるために、希望する方へは10日間の食料や日用品が提供されています。それ以外は御自身で御準備いただきますが、自宅療養に必須で、かつ、確保が難しいものについては、中讃保健所に御相談いただくこととなっております。

なお、自宅で療養する方の同居者は、濃厚接触者とされた場合でも、保健所からの食料等の提供対象者ではございません。

そこで、鈴木議員も御承知のとおり、同居者へも同じような支援を実施している市町がございます。坂出市、宇多津町、綾川町などでは社会福祉協議会へ委託し、希望する同居者等へ食料や日用品など、7日分から10日分を接触を避けるため御自宅の指定場所に置いておく「置き配」で提供しているようでございます。内容はお米、レトルトの御飯や惣菜、インスタント及び缶詰等、日持ちするもので、季節柄、少しでも体が温まるものが選定されております。

本町におきましても、1月以降、陽性となった方は香川県の昨日発表分までで157人となっております、自宅療養をする方の同居者の食事等準備が間に合わず、親戚や知人の支援も受けられない場合も想定される状況でございます。既に実施している市町や関係機関の取組を参考にし、真に支援が必要とされる方への食料・日用品等提供につきまして、財源や人員の確保等も含め早急に協議いたしますので、御理解お願い申し上げます。

**○大西樹議長** 1番、鈴木崇容君。

**○鈴木崇容議員** ありがとうございます。早急に考えていただけるということで、本当にありがたく思います。

実は感染者の方が治り、今はもう社会復帰され、そして、子供たちも学校に行っている御家族の方、2組の方と少しお話をさせていただきました。先ほど町長が言っていたように、保健所からの連絡というものがあると言われていましたが、その2組の家族の方も10日間隔離状態で、家で自宅療養をされていましたが、やはり物資の提供とかそういったものはほとんどなく、連絡の電話があっただけということになっていました。

1組の家族の方は身内の方がおられましたので、食糧の確保とか日用品の確保というものができたと言われていました。でももう1組の方は、あるものを食べて過ごしたと。とにかく外に出ないでほしいと言われていたと言われております。その中の2組も、本当にこれデリケートな問題で、どの家族の方もそっとしておいてほしいと。要は外に漏れたくないという方ばかりでした。でも食べるものがないのでは、やはりその方が出歩いてしまう。そういった本当にこの大事な問題というものが解決されていないのだなということを感じました。

その御家族の中でも、お子さんがやはりストレスを軽減するために、家の中で一人ずつお弁当を作って、家の中のテラスで食べるとか、そういった工夫をされ、本当に10日間が地獄のような日々でしたという意見もいただいております。

やはり本当にこのまんのう町が感染者に対して、今、一番大事なものは、そういった支援をそっとしてあげられるということが大事だと思いますので、前向きに考えていただける

のは、早急に考えていただきたいと思います。

非常に、先ほど町長が言いました保健所との連携という部分に関してできていないというよりも、これからは本当に保健所との連携をちゃんとしていただいて、支援を願う方がいるのであれば、迅速な対応を取っていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

では、三つ目に入りたいと思います。

これは、今、2問目とかぶる部分がありますが、コロナ支援に迅速な対応ができる人材の確保についてです。

先ほど言いました、ほかの市町では社会福祉協議会というものがしていただいているとお聞きしました。まんのう町では、課の中でもいいのですが、極秘でやっていただけるといような人をつくっていただけるのか、それとも、何かの形で支援をできる人材の確保というのを考えているのかお聞きします。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 鈴木議員さんの、コロナ支援に迅速な対応できる人材の確保についての御質問にお答えいたします。

先ほど答弁させていただきました食料や日用品等の提供につきましては、実施している市町の多くが、一旦、職員が希望者からの申込みを受け付けた後、社会福祉協議会へ事業を委託しております。また、窓口は感染症または危機管理を担当する課が担っているようでございます。

本町の感染症を担当する健康増進課においては、平時にないコロナウイルスワクチンの接種業務が加わり、さらにはコロナの感染拡大により逼迫した保健所業務の応援に保健師を派遣していることなどから、対応し切れない状況でございます。

新型コロナウイルス感染症を災害と捉え、危機管理を所管する総務課が中心となり、健康増進課等関係各課と協力しながら、町社会福祉協議会や民間への業務委託等も含め、全庁で横断的な対応ができるよう協議してまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

**○大西樹議長** 1番、鈴木崇容君。

**○鈴木崇容議員** ありがとうございました。全国のとある市町は、やはり感染者数が多過ぎて、物資の配給というものが間に合わない。ですから、感染者が買物に行くことは致し方ないと言っていたところもありました。まんのう町ではそれは困ります。やはり少ない数ですので、まんのう町の住民の方はまんのう町の役場が守るといぐらいのつもりで、少ない数だからこそしのげると、やり切れるという思いで、しっかりとやっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、四つ目に入らせていただきたいと思います。

四つ目は、こども園、小中学校コロナ感染の対応策についてです。

まんのう町でも最近ではこども園、小中学校内でのコロナ感染が多発しています。それ



により、その御家族の方が感染者、また、濃厚接触者となっています。なるべく園内や学校内での感染を防ぐために、今では国などから地方創生臨時交付金などが下りてきます。そういったものを利用して、全教室にウイルス対応の空気清浄機を設置していただけないかをお聞きします。現在、設置してあるところもあると思いますが、そのあたりを御教示ください。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 鈴木議員の、こども園、小中学校、コロナ感染の対応策についての御質問にお答えいたします。

最初に、町内の児童生徒における新型コロナウイルス感染症の感染状況についてでございますが、初めて罹患したのが確認されましたのは本年1月20日でございます。その後、昨日までの約40日間におきまして、34名の児童生徒の罹患が確認されております。

さて、こども園、小中学校における空気清浄機の設置についてでございますが、こども園につきましては、全ての保育室に設置しており、小学校につきましては、全ての普通教室に設置している学校は2校でございます。また、中学校につきましては空気清浄機の設置はありませんが、全室に全熱交換器が備わっており、常に換気をしながら授業を実施しているところでございます。

鈴木議員の御提案であります全教室への空気清浄機の設置につきましては、今後、コロナ対策臨時交付金等の財源が確保された場合において対応していきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

**○大西樹議長** 1番、鈴木崇容君。

**○鈴木崇容議員** ありがとうございます。これは、町長、教育長、本当に大事なことだと思います。感染者に対する支援、それとか、子供たちが学校で感染すれば、その家族、親というものは切っても切れないので、やはりうつってしまいますので、そういった対策というのは、していてなるのはもう仕方ないとしても、できていないのであれば、迅速に対応していただきたいと思います。優先順位を考えて、正しいものからお金をかけて行っていただきたいと思います。

最後に、私の一般質問中は私に与えられた時間ですので、もう少しだけ有効に使いたいと思います。

議員になり16回目の最後の一般質問を終えようとしています。いろんなことを執行部側の皆さんに今までお聞きしましたが、また、それが形となり、実現したこともありました。執行部の方々、本当に4年間ありがとうございました。

また、今回、勇退なされる副町長、教育長、長い間、町政に対し御尽力をしていただき感謝申し上げます。また、私の一般質問に関しても全力で御答弁していただいたこと、また、教えていただいたこと、ありがとうございました。

これで、私の一般質問の全てを終わります。 (三好勝利議員退室 午後2時10分)

**○大西樹議長** 以上で、1番、鈴木崇容君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

12番、松下一美君、1番目の質問を許可します。

**○松下一美議員** ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に基づきまして、2点ほど一般質問をさせていただいたらと思っております。

まず、1点目は財政状況についてをお伺いしたいと思います。2点目は、交通安全対策を問うというものであります。

そこで、現在、基金は昨日の町長の施政方針の中でも述べられておりましたけど、令和2年度末において財政調整基金が27億5,700万円ほど、そしてまた、減債基金が5億7,600万円ほどであります。そして、その他の基金を合わせますと68億5,000万円となっているようですが、起債は令和3年度末において137億8,400万円ほどあります。先では予算編成に支障が生じないものか心配されるところでありますけど、町長のお考えをお伺いいたします。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 松下議員の、財政状況を問うの御質問にお答えいたします。

最初に、令和2年度末の基金の状況でございますが、財政調整基金が27億5,733万円、減債基金が5億7,674万円、その他特定目的基金合わせて、松下議員御指摘のとおり約68億5,000万円であります。

令和元年度から約2億円全体で減少しておりますが、これは令和2年度に減債基金に2億円を積み増したものの、財源調整のため財政調整基金を5億円取り崩したためであります。

令和3年度見込みでは、財政調整基金に2億8,000万円、減債基金に8,000万円ほどを積み増す予定といたしておりますが、今年度も数億円は財源調整のため取り崩す可能性もございます。

また、現在、当町の標準財政規模が約70億円であり、ほぼ同額の基金を持っていることから、いつ起こるか分からない大規模災害にすぐさま対応でき、緊急を要する事業費の貴重な財源として活用できると考えております。

一方、県内の市町では基金残高が標準財政規模の半分にも満たない団体もございます。そういったことから、当町は近々で予算編成が難しい局面を迎えるような状態ではございません。

(三好勝利議員入室 午後2時13分)

この基金に関しましては、今後も取崩し、積み増しを繰り返しながら、様々な事業を遂行できるように有効活用をしまいたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

次に、起債の残高につきましては、松下議員御指摘のように、一般会計は令和3年度末で約137億8,400万円であり、昨年度末現在高と比較しますと10億4,700万円増加しております。

しかしながら、合併特例債や過疎債など、後年度に7割が交付税措置される有利な起債

を借り入れているため、先ほど述べました基金同様、予算編成が難しい局面を迎えるような状態ではございませんので、御理解賜りますようお願いいたします。

○大西樹議長 12番、松下一美君。

○松下一美議員 昨年末でありますけど、土庄町の財政が新聞で大きく取り上げられていましたが、人口減少、新型コロナ感染拡大で地域の経済が停滞による税収不足、そしてまた、地方交付税の減少傾向にあります。土庄町においては庁舎建設等によりまして、町債も130億円近くに膨れているようです。

本町においても、将来、法人・個人町民税等の減少が予想され、厳しい財政状況が想定されています。満濃南こども園をはじめ、琴南総合センター、高篠公民館等のすばらしい大型事業が合併特例債とかいろんな活用によりまして完成を見ておるところでありますけど、反面、公債費も増加しております。少子高齢化等により維持修繕費が続いてくるかと思っております。町有施設の老朽化による維持補修費が財政を圧迫する厳しい状況が続くかと思われまます。

今、安定はしているんだということでありましたけど、将来の償還予定等をどのように考えているのか、町長のお考えをお伺いいたします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 松下議員の2番目の、合併特例債などの借入れが増えているため、将来にわたる償還予定ができていくのかについての御質問でございます。

毎年、将来償還予定を算定しており、シミュレーションしております。令和7年度までの大規模事業の借入額などを勘案し、算定しますと、令和4年度償還予定額は15億4,500万円ですが、その後、数年は増加していき、令和7年度で最高の17億2,100万円の償還予定となります。しかしながら、令和8年度からは毎年減少傾向となり、令和16年度には10億程度まで下がってくるものと予測いたしております。

そういったことで、今後も起債借入れにつきましては合併特例債、過疎債など、普通交付税措置70%の有利な起債を活用し、大型事業に取り組むことで財政負担をできる限り軽減すると同時に、限られた基金を有効に活用し、健全な財政運営に鋭意取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○大西樹議長 12番、松下一美君。

○松下一美議員 ただいま町長が有利な合併特例債等を活用して、まだまだ農改センターをはじめ、琴南小学校の改修とかいろいろな大きな事業を抱えておりますが、今後ともバランスの取れた財政運営をやっていただくことをお願いして、1番目の質問は終えたいと思います。

○大西樹議長 1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可します。

12番、松下一美君。

○松下一美議員 交通安全対策を問うということでありまして、現在、防犯灯、ある

いは街灯などを申請するも、あまり進んでいないかというふうに思われます。できるだけ早くの設置が望まれるところであります。将来、防犯灯につきましては、全額町において負担をされてはどうか、お伺いいたします。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 松下議員さんの、交通安全対策を問うについての御質問にお答えいたします。

まず、防犯灯についてお答えいたします。

まず、防犯灯の設置につきましては、まんのう町防犯灯設置要綱に基づき、自治会を通じて申請していただいております。令和3年度は18か所の申請があり、このうち4か所の設置が完了しており、残りは3月末までに完了する予定でございます。

また、本町では防犯灯の設置に係る工事費や電気代、修繕費用は全て町で負担いたしております。毎年、新規防犯灯20基分の工事費を予算計上しておりますが、申請件数が多い場合は順番待ちとなり、年度をまたぐこともございます。

また、原則、防犯灯は既存の電柱に取り付けいたしますが、電柱がない場所に防犯灯用の専用柱を新設する場合についても、令和4年度より建柱工事費の一部を補助する予定でございます。

今後も安心・安全なまちづくりを目指し、防犯灯の設置を実施してまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

**○大西樹議長** 12番、松下一美君。

**○松下一美議員** 防犯灯につきましては、町長が今、言われましたように、電柱のないところについては、一部地元負担ということでもありますけど、それにつきましても、できましたら町においてやるべきでないかと思っております。費用的にもそう大きな金額ではないかと思われますので、よろしく願いしたらと思います。

そしてまた、交通安全対策のもう一つは町道についてでありますけど、地区内いろいろありますけど、広袖大谷川線等についてお伺いしたらと思います。

亀越池近くの炭所農免の3差路から県道造田線までの約1.4キロの幅員が3メートルから4.5メートルとありますけど、山側は石積みの水路であり、反対側は高さが約4メートル近くの崖のところもあります。反射材とか埋め込み式でありますけど、デリネーター等をはじめ、ガードレール、ガードパイプなども全くありません。早期の対応が求められていますが、町長の答弁を求めます。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 次に、町道広袖大谷川線についての御質問にお答えします。

御質問いただきました町道の交通安全対策につきまして、町としては危険箇所の点検や地元要望に基づき、町道に交通安全施設を設置し、道路の安全確保に取り組んでおります。

御質問にあります町道広袖大谷川線は路線総延長1,557.8メートルと長い延長となっております。交通安全施設の設置に当たっては、どの区間にどのようなものが必要な

等、地元自治会との打合せも必要となってまいりますので、地元要望書の御提出とともに建設土地改良課窓口まで御相談いただければと思います。

まんのう町といたしまして、今後も交通事故の起きにくい交通環境の整備等、総合的な交通事故抑止対策を深化させ、継続的に推進してまいりますので、よろしく願いいたします。

**○大西樹議長** 12番、松下一美君。

**○松下一美議員** 合併特例債等により、大型事業も町長の任期中にかなりの進展が見られたところでありますけど、これは特にその地域に限ったことではありませんけど、地元要望があってからということでありまして、できますれば、町は危険箇所についてはあらかじめそれを察知していき、できるだけ早く危険箇所から対応されてはと思いますが、それについてはどう考えているのかお聞きいたします。

**○大西樹議長** 建設土地改良課長、河田勝美君。

**○河田建設土地改良課長** ただいまの松下議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

まず、交通安全施設、必要なものは当然必要です。ただ、どうしてもそこに必要であるんだけど、地元の調整というものはやっぱり必要になってきます。例えばガードパイプ一つをとっても、当然転落防止という効果はあるんだけど、一方で幅員がそこで制限されてしまうといったところもございます。というところで、当然町としてはまずその安全確保ということは考えますが、それとともに地元の代表者の方と一緒に話をした上で、その場所にどういったものが必要であるのか、そういったところはどうしても話し合うことが必要になってきますので、まずは地元の要望、こういったものを提出していただいた上で、じゃあ具体的にどういったものがというところを地元の方々と共に相談しながらやっていきたいというふうに考えております。以上です。

**○大西樹議長** 12番、松下一美君。

**○松下一美議員** なぜこの箇所を取り上げさせていただいたかといいますと、地元の方々でも夜間は通るのは怖さを感じるんだという危険箇所であります。私も昼間は通りますけど、夜間はそうなんですけど、やはりそういうところはできるだけ早く、幅員の関係もあるでしょうけど、ガードレール、ガードパイプ等も設置を早くお願いしたらと思っております。

そういう点で、交通安全対策というのは重要な課題であろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

先ほど鈴木議員も言われましたように、勇退される方々に対しては、心から御苦勞に對しまして感謝を申し上げて、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**○大西樹議長** 以上で、12番、松下一美君の発言は終わりました。

会議の途中ではありますが、ここで休憩を取ります。2時45分までよろしくお願いし

ます。

### 休憩 午後 2時29分

### 再開 午後 2時45分

○大西樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

4番、京兼愛子君、質問を許可します。

○京兼愛子議員 一般質問の通告の許可を議長よりいただきましたので、健康寿命をさらに延ばすには、安心・安全な暮らしを、の質問をさせていただきます。本日、最後の一般質問になりました。よろしくお願いいたします。

厚生労働省は、昨年12月20日に、介護を受けたり、寝たきりになったりせずに、日常生活を送れる期間を示す健康寿命が、2019年は男性72.68歳、女性75.38歳だったと公表しました。3年前の2016年では、男性72.14歳、女性74.79歳でした。前回の調査から男性は0.54歳、女性は0.59歳延びています。喫煙率の低下や高齢者の社会参加が進んだことなどが影響しているのではないかと推測されています。

2019年は平均寿命との差が、男性8.73歳、女性12.07歳となり、初公表の10年以降、縮小傾向が続いています。

そして、健康寿命の男性上位3位の県は大分県、山梨県、埼玉県で、香川県は33位で、全国平均72.68歳に0.34歳下回っています。また、女性の上位3県は三重県、山梨県、宮崎県で、香川県は27位で、全国平均75.47歳に0.09歳上回っています。

まんのう町の2019年において健康寿命の男性、女性の年齢と平均寿命との差の傾向をお示しく下さい。

また、団塊の世代が後期高齢者となって、身体機能の不安から、仕方なく高齢者免許返納に踏み切る人や、2022年5月から始まる75歳以上高齢者ドライバー対策で、免許更新システム運転技術検査が実施され、70点以上でなければ不合格となり、免許更新ができなくなる人などで今まで以上に返納者が増加し、交通手段の必要性がさらに高まってくることに危機感を感じています。

その上に、厚生労働省は2022年度の公的年金額を0.4%引き下げると発表しました。改定の指標である賃金が、新型コロナウイルス禍の影響などで下がったためです。そして、原油高や円安に伴って最近の物価は上昇傾向にあり、高齢者の生活がますます厳しくなってきます。高齢者に我慢してもらおうという意図を強く感じます。

いまだ新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中、2022年度の訪れは大きな危機の訪れだと思えます。

そこで、安心・安全な暮らしを守り、健康寿命をさらに延ばすための提案をします。

コロナ禍の今こそ心身機能の低下を遅らせるため、あいあいタクシーの利用方法やまん

のう町福祉タクシー券の「通院」を除く等の見直しを求めます。出かけるたびに交通手段に悩み、面倒になり、出かけるのをやめることが多くなり、今までは自由に車で出かけられたのにといい、心穏やかに過ごせません。福祉タクシーは通院をすることを重きにおいて始まった施策なので、「通院」を除くことは無理だとお示しなら、高齢者の気持ちに寄り添える交通手段を新たに模索することを強く要望します。

町としては大変難題だと思えますが、今まで当たり前だった生活様式を変えるチャンスだと考えます。新型コロナウイルス禍によっていろいろな分野の見直しを迫られている時期でもあります。御答弁よろしくお願ひいたします。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 京兼議員の、健康寿命と平均寿命との差の傾向についての御質問にお答えいたします。

健康寿命及び平均寿命につきましては、全国平均値を定期的に厚生労働省が公表しております。また、香川県内各市町の健康寿命及び平均寿命につきましては、香川県が「香川の保健統計指標」において公表しておりましたが、異なる算出根拠によりまして、厚生労働省発表の数値と乖離が生じたため、2010年を最後に公表していないことを御承知いただきたいと思ひます。

タブレットに資料を上げておりますので、御確認いただきながらお聞きいただきますようお願いいたします。場所はサイドブックスの「一般質問」の「令和4年」の「令和4年第1回」の青いフォルダ「京兼議員」の中にございます。

京兼議員御承知のとおり、2019年の調査におけます日本人の健康寿命は、男性が72.68歳、女性が75.38歳でございます。また、平均寿命は男性が81.41歳、女性が87.45歳でございます。したがって、これらの差となります日常生活に制限のある不健康な期間は、男性で8.73歳、女性で12.06歳となっております。

2010年の調査では、日本人の健康寿命は男性が70.42歳、女性が73.62歳、平均寿命は男性が79.55歳、女性が86.3歳であり、これらの差は男性で9.13歳、女性で12.68歳となっております。

したがって、京兼議員お尋ねの健康寿命と平均寿命との差は約10年前より男性で0.4歳、女性で0.62歳の縮減が見られ、徐々に差がなくなっている傾向がうかがえるところでございます。

一方、本町の健康寿命につきましては、香川の保健統計指標におきまして、2010年は男性が77.34歳、女性が82.66歳であり、平均寿命との差は男性が1.44歳、女性が2.94歳となっております。

冒頭でお答えしましたとおり、2010年以降の公表された数値がございませんが、介護情報なども含めた本町独自の数値といたしまして、国民健康保険データベースを参考数値といたしたいと存じます。

平均自立期間を健康寿命としますと、2020年におきましては男性が79.6歳、女

性が82.6歳であり、平均寿命は男性が81.4歳、女性が86.0歳でありますので、その差は男性で1.8歳、女性では3.4歳となっております。したがって、本町におけます健康寿命と平均寿命の差は10年前の2010年に比べまして、男性で0.36歳、女性では0.46歳の拡大が見られます。これは、自分の健康は自分で守るという意識を持った主体的な健康づくりへの取組を推進することにより、僅かに拡大している数値を縮減にできれば、生活の質の低下を防ぎ、また、社会保障負担の軽減も期待できますので、今後、注視すべきところであると考えております。

次に、あいあいタクシーの利用方法や町福祉タクシー助成券の通院することを除く等の見直しを求めるとの御質問についてお答えいたします。

今後、団塊の世代が後期高齢者となり、高齢者の免許返納者が増えることが予想されることから、移動困難となる方への対応として、あいあいタクシー、福祉タクシー助成券制度について見直しをしてはどうかとの御意見につきましては、まず、公共交通の在り方として、既にある民間の路線バスや鉄道、タクシーなどを活用することが前提であり、各事業者では移動のニーズを賄えない部分について、一部行政が主体となって交通網を形成することが望ましいと考えております。

御存じのとおり、まんのう町については、免許及び自家用車の保有率が都心部と比べ高い地域であり、公共交通を使つての移動を主にされている方は免許を取得できない学生や、質問にもございました免許返納をされた方、自家用車を保有していない世帯などが考えられます。そのような方のうち、比較的に時間的制約の少ない方の移動手段として、平成21年11月より商工会、町内タクシー会社の協力を得て、デマンド型の乗り合いタクシーとして「あいあいタクシー」を国・県の補助金を活用して実証運行を開始し、平成24年4月から本格運行を開始しております。

あいあいタクシーの導入時の経緯として、平日の日中に稼働の少ないジャンボタクシーを乗り合いタクシーとして活用することで、車両購入や新規運転手の確保などのコストを抑え、町としてもタクシー会社としてもメリットのあるものであり、利用者としては自宅玄関前から目的地までのドア・ツー・ドアの移動であるため、バス停など交通機関を利用するまでの移動が少なく済むことが最大のメリットであると考えております。

しかしながら、利用者の御自宅まで把握して運行する必要があることから、事前に利用者の登録が必要であることや、利用者を町内に居住している人に限定しているため、町外への乗り入れが難しいこと、さらに介護タクシーではないことから、運転手が乗り降りの介助ができず、自身で乗り降りができない方の御利用が難しいなど、今後、検討していかなければならない点も出てきております。

こちらにつきましては、先ほども申し上げたとおり、行政の運行する公共交通には他の交通事業者との協議及び調整や移動ニーズの把握などが必要かと思っておりますので、あいあいタクシー単体での見直しではなく、町内全体の公共交通の見直しが必要となると考えておりますので、今後予定いたしております地域公共交通計画の策定の中で議論させていただ



いたらと思いますので、御理解いただきますようお願いいたします。

次に、福祉タクシー券の利用の限定を見直し、利用できる範囲を拡大してはどうかとの御質問でございますが、現在、福祉タクシー券は75歳以上の方に500円券を24枚、身体または精神障害者手帳の1級・2級及び療育手帳④、Aをお持ちの方に500円券を24枚、年齢と手帳の両方の要件を満たす方に500円券を48枚お配りいたしております。その利用の範囲としては目的を通院に限定しており、使用できるタクシー会社は町内業者に限定しております。

近隣市町には利用目的を制限せず運用しているところもございますが、そのような自治体の運用は、そもそも利用できる対象者を所得要件や障害者手帳等の交付を受けている方、さらに厳しいところでは、人工透析を必要とされている方に限っているなど、本町の配布の要件よりもさらに厳しく、公共交通政策の目的ではなく、高齢者福祉、障害者福祉の意味合いが強いものとなっております。

御質問にありますように、制度として利用範囲の制限を緩和すること自体は可能ですが、通院以外の利用について、どこまでが福祉タクシー助成事業の趣旨として適正なのかという問題があり、財政負担の観点からも、客観的に制度変更をしても問題ないか、情報収集を行いながら研究してまいりたいと考えております。

しかしながら、通院以外についても支援を必要とされている方がいらっしゃいますので、そういったニーズについては、買物支援等の他の支援や福祉・介護分野等の施策と併せて総合的に検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

**○大西樹議長** 4番、京兼愛子君。

**○京兼愛子議員** 健康寿命に対する町長の御答弁、ありがとうございます。また、あいあいタクシー、福祉タクシーの件もありがとうございます。

健康寿命に対しては、想像以上にまんのう町の健康寿命が全国平均より年齢が高いことに驚きました。日頃の町政の努力の成果だと思います。ありがとうございます。今後ともよろしくお願いいたします。

日本老年医学会が提唱するフレイルのチェックで、要介護者の手前かどうか、体重減少、握力、歩行速度、疲れやすさ、気力などの項目で調べ、日常生活を多面的に見直し、兆候に早く気づけば、食生活の改善や運動習慣で心身機能の低下を遅らせることが可能だという健康面のサポート、大切だと思います。でも高齢者が心穏やかに思える暮らしを保障することこそ、健康寿命が延びると考えます。人生経験豊かな高齢者の残り少ない人生を楽しんで最後まで元気に過ごせるような安心・安全なまちづくりをよろしくお願いいたします。

健康寿命が延びている町外の自治体の取組を参考にし、まんのう町にも取り入れることがあれば取り入れてほしいと願っています。そして、さらに健康寿命が延びることを御期待申し上げます。

これで一般質問を終わります。ありがとうございます。

**○大西樹議長** 以上で、4番、京兼愛子君の発言は終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次回会議の再開は、3月2日、午前9時30分といたします。本議場に御参集願います。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

**散会 午後3時04分**

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年3月1日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員